

令和5年第9回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和5年第9回普代村議会定例会会議録			
招集告示年月日	令和5年12月 1日		
招 集 の 場 所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和5年12月13日10時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	散 会	令和5年12月13日16時48分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
10	正 路 正 敏	○	
会議録署名議員	9	古 沼 和 也	
	1	金 子 泰 男	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	菅 野 伸 二 藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長  総 務 課 長 政 策 推 進 室 長  税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者  住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長  建 設 水 産 課 長  農 林 商 工 課 長 補 佐 農 業 委 員 会  観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員  医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長  教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三  川 向 正 人 佐々木 大 助  松 葉 明 人  道 下 勝 弘  大 村 修  上 戸 鎖 栄 樹  宮 田 修 幸  山 田 晃 人  高 井 俊 一</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (10:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和5年12月13日(水)第9回普代村議会定例会 ただ今から、令和5年第9回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 9番古沼和也議員、1番金子泰男議員の両議員を、普代村議会会議規則第120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。 12月7日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から12月15日までの3日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長のご報告のとおり、本日から12月15日までの3日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から12月15日までの3日間と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 「政務活動報告」ではありますが、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承願います。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 4番齊藤正明議員。 岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会と定例会の報告をいたします。 (以下、齊藤議員報告、記載省略) 詳しい内容については、事務局に資料が保管されて、閲覧ができますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>村長の行政報告</p>	<p>議 長  榎屋村長</p>	<p>以上、報告を終わります。 そのほか、ございませんか。 ないようですので、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長の行政報告」を行います。 榎屋村長。 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、令和5年第9回普代村議会定例会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら村政の近況について報告をさせていただきます。 はじめに、本村出身の東北楽天ゴールデンイーグルスの銀次選手が今季限りでの引退を表明したところであります。18年間の現役生活中</p>

		<p>には、本村の知名度アップに多大なる貢献をいただくとともに、震災や台風災害からの復旧・復興への暖かい支援などを賜ってまいりました。これまでの活躍を称え、出身地普代村へのご厚情に心からの感謝を申し上げます。</p> <p>新年になりましたら、銀次選手ではなく、銀次さんとなるわけでございますけれども、銀次さんを村にお招きし、感謝激励の会などできればというふうに思っておりますので、お含みおきをいただき、その際にはご理解とご協力をお願いをさせていただきます。</p> <p>また、11月3日に発令されました危険業務従事者叙勲におきまして、松頭利美氏が瑞宝単光章を受章されました。村民の皆さまとともに長年にわたる消防防災業務へのご尽力に感謝し、受章をお喜び申し上げます。</p> <p>12月8日には、普代村表彰条例に基づき、公共の福祉増進と村政の進展に極めて顕著な功績のありました、中村裕氏、山崎確己氏、落合さち子氏を村政功労者として表彰させていただきました。受賞者皆さまのご功績を称え、ご労苦に敬意を表し、感謝させていただく次第であります。</p> <p>さて、長期化していた新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、本村でも9月上旬以降は落ち着いております。村民の皆さまの度重なるコロナワクチンの接種へのご協力に感謝申し上げます。今後も、感染防止への注意を怠らないようお願いをさせていただきます。</p> <p>一方、季節性インフルエンザは、既に、県内各地で大流行となっており、本村でもまん延防止に努めております。11月末の国保診療所でのワクチン接種者は1,065人と前年並みで推移しておりますが、今後、希望者が増えるものと思われますので、これからの皆さまには早めの接種をお願いいたします。</p> <p>それでは、最初に物価高騰対策事業の状況から報告をいたします。まず、地方創生臨時交付金での物価高騰対策地域商品券給付事業は、8月末で第一弾分が完了しております。また、物価高騰重点支援地方交付金での低所得者世帯支援事業の第一弾分は、11月末での支給率が91.8%となっております。そして、今議会提案の補正予算により、両事業の第二弾分として、地域商品券追加給付事業と、低所得者世帯追加支援事業を予定するとともに、原油価格・物価高騰等特別対策事業も予定したいと考えておりますので、ご審査方、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、村内での諸工事等の進捗状況について報告いたします。</p> <p>道路関係では、村道の普代港線排水路工事は完了となりました。鳥居1号橋外橋梁補修工事、力持浜橋橋梁補修工事、白井沢2号橋橋梁補修工事、芦生茂市線舗装補修工事は3月上旬までの完了を目指して施工してございます。沢山線道路改良工事は、大型ブロック積擁壁工の施工</p>
--	--	--

		<p>のための測量設計費を補正させていただき進めてまいります。また、弁天港線でのモルタル吹付法面崩落復旧工事、茂市北ノ股線での護岸崩落復旧工事、普代駅前8号線道路新設工事を、補正予算計上し、新たに取り進めたいと思いますので、ご審査をお願いいたします。</p> <p>漁港関係では、太田名部漁港の新魚市場建設工事が地盤改良まで完了し、現在、基礎工事施工に向けた湧き水、湧き水と言いますか、湧き海水ですか、海水が湧いてくる部分の対応での工法等の変更設計を行っております。防災関係では、上区地区排水ポンプ工事が繰越分の場内舗装等の工事でも完了となりました。災害後方支援拠点広場（上区）その2工事は、年内完了予定となり、その3工事（照明）が今月中の発注となります。来年度に東屋とサインの工事を行い全体完成となるものであります。</p> <p>住宅関係では、芦渡住宅長寿命化型改善（その2）工事が着工となりました。また、上区地区での定住促進団地整備への測量等調査にも着手するよう取り組みます。</p> <p>観光施設は、国立公園利用拠点整備支援事業での、黒崎園地修景改善工事は、令和6年2月末の完成予定で着工となりました。同園地内修景伐採は、今議会での工事費から委託費への組み替え補正後に発注することでおります。</p> <p>教育関係では、義務教育学校実施設計業務委託契約を締結しております。業務期間は11カ月間となります。</p> <p>次に、その他の事項について報告いたします。</p> <p>まず、くろさき荘の運営状況ですが、11月末での宿泊者数は、3,600人、事業収入は、5,497万8千円となっております。いっそうにも、観光誘客への営業を強化するよう取り組んでまいります。また、番屋めし利用が好調に推移しており、食堂部門収入は、1,530万8千円と回復傾向が見られますので、この増収にも努めてまいります。</p> <p>なお、昨年度も冬季の一部期間の営業縮小を行っていましたが、本年度も予約状況を確認しつつ、冬期間のランニングコストの縮減に努めてまいります。また、くろさき荘運営検討委員会を11月28日に開催し、今後、月1回ペースで、経営改善に向けた具体的な取組検討などを行うこととしております。議員各位からのご助言などもよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ふるさと納税は、11月末実績が前年度を若干上回る実績となっております。ご寄付いただきました全国の皆さまに、お礼を申し上げますとともに、返礼品提案事業者などのご協力に深く感謝申し上げます。イクラの生産が減少していることから、今後の伸びは厳しい状況にありますが、なんとか前年度水準を確保していけるよう取り組んでまいります。</p>
--	--	--

<p>一般質問</p>	<p>議長</p>	<p>「産直とりも会」が指定管理受託し運営してきました落合地区の農林水産物直売施設が、10月25日に返還となりました。今後指定管理での運営者の募集や、用途変更などを含めての活用策の検討を行ってまいります。</p> <p>また、観光センターの「貸店舗B」が空き店舗となったことから、指定管理者において募集などを行った結果、「合同会社・無」に使用許可されてございます。</p> <p>用途廃止により普通財産となっている「旧うねとり山荘」は、NPO法人地球のしごと大學が日本財団公益事業部が事業募集している2024年度「子ども第三の居場所」事業に応募し、採択された場合には、その用途として貸し付けなどについて協力することとしておりますので、ご承知置きの程、お願いをいたします。</p> <p>終わりに、本年も、コロナ禍や物価高騰などから村民の皆さまの健康や暮らしを守り、社会経済活動をより活発化していけるよう、国や県などの支援もいただきながら懸命な取り組みを続けてまいりましたが、秋サケ漁にも回復の傾向が見えず、物価の高騰の影響もより色濃くもなり、依然として、村全体に漂う停滞感の払拭が叶わない中、師走を迎えてしまったこと、誠に、残念で申し訳なく思っております。</p> <p>そして議員各位や村民の皆さまには、ご心配やご苦労を重ねる中にも、村政全般への多大なるご協力を賜り続けましたことに、重ね重ねの御礼を申し上げます。</p> <p>今後も、村民の皆さまをしっかりとサポートしつつ、防災・減災対応にも気を緩めぬ取り組みを行いながら、新魚市場建設事業と義務教育学校整備事業の円滑な推進も図るとともに、人口減少の抑制や産業経済の再生、村民所得の回復などに最善を尽くしてまいりますので、一層のご指導とご協力をお願いをいたします。</p> <p>なお、新年に予定されております、「二十歳のつどい」、「新年交賀会」、「消防出初式」などの恒例行事は、通常開催を念頭に取り組みたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくをお願いをいたします。</p> <p>そして、本会議に、本年度各会計補正予算（案）、過疎地域持続的発展事業基金の設置条例や簡易水道事業及び下水道事業の設置等条例の制定（案）、村税条例の一部改正（案）を提案させていただきますので、十分にご審査くださり、全議案につきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、普代村議会会議規則第61条第4項の規定のとおり行います。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p>
-------------	-----------	---

	<p>嵯峨議員</p>	<p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>6 番嵯峨典行議員の一般質問を許します。</p> <p>嵯峨典行議員。</p> <p>6 番嵯峨典行でございます。</p> <p>一般質問をする前に、一言御礼をさせていただきたいと思えます。本年度もふるさと納税、4 億超えたという事でございます。さっき聞いたところ、直近では 4 億 2,900 万と高水準を維持しております。本当に村にとってありがたいご寄付であります。ひとえに佐々木室長をはじめとする担当課の皆さまには、末端の議員ではございますが、この場を借りてお礼をさせていただきます。それでは一般質問をさせていただきます。</p> <p>旧役場庁舎内の図書室について。以前一般質問で図書室として利用している建物は、昭和 35 年に建設された旧役場庁舎を使用しているが、建設されてから 57 年もの歳月が経過し、現在では 63 年でございます。耐震工事もしていない非常に危険な建物を使用している。村民の方が安全にかつ、広く快適な場所で読書をしたり、小・中学生が集まって勉強できるよう新しく図書室を建設する予定がないか質問させていただきました。</p> <p>それに対する村長の答弁は、新しく建設する小中一貫校の校舎内に地域の方々にも活用いただける生涯学習スペースとしてこれを配置するよう提案されている状況であるとし、答弁をいただきました。</p> <p>しかし、先般全協の時に配布された義務教育学校の建設予定の図面の中身を見ると、そういった図書室がなく、答弁内容は白紙になったものと受け取りました。</p> <p>今後、村において新魚市場、義務教育学校の建設と予算に大変な時期ではあると思いますが、村民の安全・安心のため早い時期に図書室を移転すべきではないかと思いますが村長の考えを伺います。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>嵯峨典行議員の、旧役場庁舎内の図書室についての質問にお答えをいたします。ふれあい交流センターの図書室につきましては、平成 29 年 12 月定例議会の一般質問への答弁で、老朽化が激しい状況で、新しい図書館の整備などが求められている事、その中で教育ビジョンや、小中一貫校整備構想では一貫校の中への生涯学習施設としての整備が提案されており、一貫校の内容が具体的に固まっていく中で、学校の内外など、あるいはどこに整備するかなど、方向づけされるというふうを考えている事、加えましてその方向付けに時間がかかることも踏まえ、耐震診断の義務付けのない施設であり、当面は耐震診断は行わない中でも、安全確保への補改修は教育委員会に調査をいただきながら、緊急的な対応など、しっかりと行う旨答弁していたところであり、議員お話し</p>



	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>とおりでございますし、必要な補改修につきましても取り組んできたところでもあります。そして、現状でのその方向付けの状況ですが、義務教育学校の図書室は、学校運営協議会、小中一貫校研究会の経営部会、庁内内部検討会での協議の結果、学校図書室としての利用を基本とすることで方向づけされ、これが基本計画と、基本設計に反映されているところでもあります。従って、現在実施設計に着手していただき、これに来年10月末までかかる中で、その進捗状況も踏まえつつ、どこに再建とか、現在地での耐震改修、あるいは再建とか、更には耐震済施設への移転とかを決定し、3年後の義務教育学校完成後の早い時期に取り組めるよう、再来年度ころまでに、目途を出すよう、教育委員会に議論いただくよう要請してまいりたいとそうように思っております。そして議員お話しのとおり、今後3、4年、大規模事業が予定される中ではございますが、いずれ安全・安心への取り組みにはしっかりと、心掛けてまいるようにしますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>6番嵯峨議員。</p> <p>答弁ありがとうございます。今の答弁を聞くと、約再来年後、2年後を目途に、検討を進めていきたいというふうな事でございますが、今の現状のふれあい交流センター、図書室が入ってる訳ですが、私この間行ってきました。まず、一番驚いたのは、もう床が抜けそうです。下の支え木が腐ってありません。それで通路の真ん中辺がもう波を打って窪んでいます。私がたまたま足を踏み入れたところ、ぐっと下がります。そういう床の状況もありますし、また壁にもかなりの亀裂が入っていました。多分、11年、12年前の東日本大震災の時に結構ダメージを受けたのではないかと思われています。そしてまたトイレの方も、見て回りましたが、ドアが腐って、男子トイレの方ですがボロボロです。今の状態で耐震工事は、私は無理だと思います。実際問題。もうあその場所はですね、もうはあ解体撤去すべきだと思います。以前にも一般質問で申し上げましたが、この件について。今も現在、コロナ禍で若干人数は減ったものの、その後図書室に来る方が増えておると聞いておりますし、小中学生も来てパソコン3台あるところでやってみたりとか、絵本コーナーがありまして、幼児とお母さんが来て読み聞かせをしているという話しも、直接担当課から聞いてまいりました。その時に、震度6強クラスの地震が来れば、かなりの高い確率で、倒壊するのではないかと。これは前の一般質問の時もしゃべりましたけど、益々、この間その現状を見てきて、強く感じました。私はもう一刻でも早くあそこから、例えばプレハブでもいいと思います。空き地にプレハブを建てて、リースでプレハブでも建てて、一旦、一時避難して、新しく建てるにしても数年先の事ですので、その間地震が来ても、安全を担保するためにも私はリースでプレハブでもいいと思います。建てて引越した</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>方が、子どもの安全・安心、また老人の方も来ると思います。多分あの状態で、大きい地震が来れば、逃げる暇がないと思います。一気に崩れると思います。そうなれば、鉄筋コンクリートかな、コンクリートですので、もう最悪の場合はお亡くなりになる方が、必ず出るのではないかと。三十数年前の阪神淡路大震災ですか、あの時はもう殆どの亡くなった方が、建物の倒壊によってお亡くなりになられています。今、そういう施設が現実問題、唯一あの旧役場庁舎、昭和35年です。唯一あの建物だけが、建って現在使用されていると。使用されていないのであれば何も急ぐ必要はないと思いますが、現在使用して、小さい幼児から、お年寄りの方々までも使用している。私は、本当に心配でなりません。私は緊急にでもですね、一旦避難を兼ねて、リースでプレハブでどっかに建てて、そこに一旦図書室を避難させた方が良いのではないかと。その後においてはある程度予算の目途が付くなりなんなりした後でも、普通の図書室とか、ふれあい交流センターの建設に向かってもよいのではないかと思います。ちょうどたまたま私が、行ったときに、図書室の方には人はいませんでしたが、上の方でなんか子どもたちが勉強しているのかな、結構靴が10足位ありましたので、そういったのでも使用してるところでもあります。とにかくプレハブでもいいですが、避難する準備があるか無いか、今の私の答弁を踏まえて、村長の考えを伺いたいと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いずれ現場もよく見ていただいている議員さんから、更に老朽化が進んでいるといったようなご指導でございます。もういっぺん教育委員会に、しっかり見ていただきますし、また、いろんなこう大変な事態も想定されるといったような、お話しもございましたので、耐震診断の義務付けはない施設ではございますけれども、その建築とか、耐震の専門家の方にちょっとご意見を聞いてみて対応してまいりたいというふうに思います。なお、ご指導のあった、一旦何か仮のものを建てての移転といったような事については、ちょっと耐震済みの公共施設でよせしきをして、入れるところがあれば、そういった取り組みもするように検討をしてまいりますし、どの程度の時期にその事業に出来るか、その調査の結果にもよったり、それからいろんな移転とか、移転後の、更に仮移転なのか本移転なのか、更にまた移転をするようになるのかといったような状況にもよって、その費用によってもいろいろ検討しなければならいんですけども、いずれそういった事を含めて調査をさせていただきます。借り施設への移転といったようなことについては、最終的にはそうなるかもしれませんが、できるだけ既存耐震施設への仮移転の方で考えていければなあといったような事で思っております。なお、再来年のころまでに、教育委員会にめ</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>どを出して議論をいただいたり、検討をいただくとといった事の、答弁のふくみには、過去にも給食センターについて、新しい学校にくついたらいいんでないか、といったような事の提案があった中で、私の判断で、保健所からのいろんな指導等も再度あった中の事も踏まえて、今別なとこに建てて、今こういう状況になっている訳でございますが、図書室についても、そういう事も当然、議員からお話のような状況であれば、有り得るといったような事も含みももつての、そのできるだけ、そっちを使っていくというふうな事でおりますので、いずれ更なる状況等の確認等もいただきながら、ご指導、ご助言をいただければと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>6番嵯峨議員。</p> <p>どうもありがとうございました。確かに村長が言うとおりの、プレハブじゃなくても、既存の施設が多々ある訳でございます。以前は社体(社会体育館)の脇にあった管理センターですか、あそこに図書室があった経緯もありますので、いずれのものにも、今の、旧役場庁舎は耐震工事がうんぬんというような状態ではありません。もうはあ壁に亀裂が走ってます。恐らく内部はもっとボロボロでないかなあと思いますので、私であればもうはあ一刻も早く、解体した方が良くはないかと思ひます。いずれ、とにかくこの引越しですか、移転はできるだけ早くやってもらいたいです。これは本当にです。地震がいつ来るか分かりません。6強が来て、あれが一気に人がいる時に倒壊したところを考えると、本当に「ぞっ」とします。とにかくお金が掛からない方法、今大変な時期ですので、なにも今いま立派な、久慈のヨムノスのようなのを建てろというのを一言も私は言ひしてません。プレハブでも、既存の施設でもいいですけど、今の場所とはとにかく一刻も早く引越しした方が好いと思ひます。長々言うつもりはありませんが、これで私の答弁は終わりますが、最後に村長から一言いただひて、私の一般質問を終わらせていただきます。お願ひします。</p>
	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。いずれ、ご指導、安全・安心に関わる事なので、そのとおりでございますので、ご意見を尊重して、それに対して取り組んでまいりたいというふうにお思ひしております。なおお話しさせていただければ、義務教育学校が多目的の方に移ったとすれば、子ども園はこっちな訳ですけども、教育施設、体育施設等々が、ほとんどそっちにというふうな事の中で、教育委員会さんがどこにいたらいいかといったような事もこれから検討もしていかねばならないというふうな中にありますし、そういった中ではもしかすれば、エントランスホールとか、諸々の場所のこの庁舎の活用によってという事も想定も出来ない訳でもないといったような事を含めて、いろんな方面から、いろんな知</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p>	<p>恵をいただいて、そして教育委員会さんからも努力して考えていって  もらうという事であります。とにかくその日々の安全・安心の部分しっ  かり確認をして、対応させていただきます。</p> <p>（「ありがとうございます。終わります」と、嵯峨議員）</p> <p>よろしいですか。</p> <p>（「いいです」と、嵯峨議員）</p> <p>以上で、6番嵯峨典行議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、8番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>議席番号8番大上智でございます。</p> <p>国内では、物価高騰問題と加えて年末に来て、政治資金問題で政界が  慌ただしい様相を呈し、国外では依然としてロシア、ウクライナ戦争の  継続。新たなパレスチナ自治区、ガザでのイスラエル軍の地上進攻問  題、世界各地で起こっている自然災害。何かと心を痛める中で、年末を  迎えようとしております。それぞれに今年やり残したこと多々あると  思いますが、来年こそ諸問題が解決し、明るい年となる事を祈るところ  でございます。それでは、早速でございますが、議長のお許しを得まし  て、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。</p> <p>1番目の質問は、普代村の活性化を図る施策についてでございます。</p> <p>現在の普代村の実態においては、少子高齢化による著しい人口減少  が進行している状況にあり、益々の衰退・過疎化した村に陥る可能性が  大であること懸念されます。そこで、村長が日頃より掲げております、  小さくとも、光り輝く「青の国ふだい」の、洋々たる航海の持続を可能  にするためにも、小さいからできる、今取り組む必要がある、差し迫っ  た「令和の普代村づくり」施策について以下伺います。</p> <p>①番目、「村づくり」を、村内各団体が、各々に会合をもって活動す  るのではなく、現状打破を念頭においた、村長自らがキーパーソンとな  り、持続可能な「令和の普代村づくり創出」という共通の目的をもって、  産業団体、自治会、教育関係者、社会福祉団体、婦人会、老人クラブ、  行政等を巻き込んだ自由な討論、意見から、横の結びつきを強化できる  「(仮称) 令和の普代村づくり協議会」を設立すべきだと思いますが、  見解を伺います。</p> <p>②つ目、「農村RMO農村型地域運営組織」は、高齢化・人口減少し  た、中山間地域の複数の集落の機能を補完して、農地保全活動や農業を  核とした経済活動と合わせて、生活支援等、地域コミュニティの維持に  資する取り組みを行う組織で、数多くの支援策を用意し、農林水産省  が、関係各府省の主体となり、組織形成を推進し、全国のかなりの市町  村で形成されているようですが、本村における組織形成について、どの  ような見解をお持ちか伺います。</p>
--	----------------------------------	--

<p>議 長        梶屋村長</p>	<p>梶屋村長。        大上智議員の普代村の活性化を図る施策についての、質問にお答えをいたします。        まず、村内の各団体、各分野の方々が、自由な討論でつながり、もって村全体の横の結びつきも更に強固なものとしつつ、村の資源や特性を活かす活性化施策などを、協議、提言する、「令和の村づくり協議会」の設立の事についてでございますが、ご承知のとおり、現在、村づくり委員会の役回りは、「まち・ひと・しごと創生推進会議」に担っていただいております。そのメンバーは、ただ今、議員からご指導がありましたような、産業界・教育機関・金融機関・報道機関・福祉や文化団体、県、あるいは振興協等々行政機関などの方々をお願いをしまして、22名で構成となっております。議員からのご指導は、現下の厳しい状況を一日も早く打破し、乗り越えていけるよう、より積極・果敢なチャレンジなどを行う事を、提言いただける構成や運営に心がけて、とのことと存じますので、ご指導を参考とし、委員会メンバーの増員でかなうものか、より構成範囲を広げた下部組織の立ち上げがいいものかなど、内部検討や関係者の意見聴取などもしながら、例規的な位置づけ条例、あるいは規則でその委員会の位置づけ、あるいはその役回り、権限の範囲、現組織との調整・整理、あるいは費用弁償のことなどの検討も行き、実質的には、新たな・まちづくり諸計画の策定の際までに、可能な改善・改革を進めることで、取り組むたいと、取り組んだ方がいいというふうに考えてございます。ご指導大変にありがとうございました。        次に、農村RMO、いわゆる農村型地域運営組織の、本村での組織化についてでございますが、RMOの活動内容としては、議員お話しのとおり、地域の皆さんが、より連携・協働し、コミュニティの維持・強化を図りつつ、地域の課題を解決していこうとの取り組みでございます。全国的には、28の市町村がモデル形成支援地区となりまして、その思考などに取り組んでおり、本県では、奥州市と一関市で試行が進んでおります。なお今年の9月に、県で伴奏支援連絡協議会を設置をしまして、今後の各市町村の取り組みへのバックアップにも努めることというふうになっておるところでございます。また、本年、県北広域振興局管内での勉強会も開催をされております。本村からは担当課職員が参加しております。そして、本村での今後の取り組みでございますが、当面試行している市からの情報を収集をしながらその効果などの検討を深めていくことで、取り組むこととし、その前進を期してまいる考えでもございます。そういった取り組みをしますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p>
<p>議 長        大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。        ただ今村長から答弁いただきましたが、私がお話ししたのは、あくま</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>でその、非常に村でも一生懸命やっってるのは分かります。ただ私がしゃべったのはその、行政主導でなくて、あくまでこう住民という意味で話しました。この協議会立ち上げの機運づくりの土台形成として、ひとつのテーマに絞った各産業部門の専門家招致による講演会や、各府省庁の支援策、例えば内閣府の地域活性化伝道師とか、総務省の地域力創造アドバイザー派遣事業の担当者を招致し、指導、助言を仰ぐ研究会を数多く開催し、これからの村づくり創生に賛同する有志を募り、協議会を設立手法もあると思いますが見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>良い事というふうに理解をします。いずれ参画していただける方が、実際に出るような機運造り、あるいは村の職員の勉強であり、我々の勉強であり、併せて各産業団体等々の勉強、取り組み、姿勢といったのが全体にまとまっていくことが大事というふうに思います。私 1 人が吠えても、それはその単なる村長の勝手な話しというふうになりますので、そういった機運を盛り上げて作っていくことに、皆さんと一緒に取り組んでもまいりたいなあというふうに思っております。良いことですので、前向きに取り組みたいです。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8 番大上智議員。</p> <p>まずお分かりだと思いますけども、私が言いたいのは、これからの村づくりは、賑やかな過疎の形成を目指すべきではないかという事です。現在、確かに村は人口減少が続いており、ご存じと思いますが、2014 年、平成 26 年に日本創生会議が指摘しました、消滅可能性市町村は、全国の 1,799 市町村中、約半分の 896 市町村が該当するとされたところがございます。ところが、全国的に少子高齢化が進む中で全国の人口比率で、4 歳以下の子供の増加率上位 20 市町村の中の 4 分の 3 つまり、15 市町村がなんとこの消滅可能性市町村であったことが 2015 年 2020 年の国勢調査で示されたところがございます。ご存じだとは思いますが、この現象を一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所の藤山浩所長は縁辺革命と呼んでおりますが、現在の文明構造にあっても最も恵みが薄いと思われてきた人口減少が激しかった縁辺性の高い離島、山間部、小規模分散、ローカルの中で生きている自治体に新たな人口再生の仕組みが誕生してるという事です。つまりこの注目すべき現象、原因は、都市なくして農村の安定なし、農村なくして都市の安心なし、という双方向への流動化とか、中央からの借り物の豊かさに頼らない、田舎暮らしや生業を新たに作り出せるところに、若い世代が集まり始めているという社会現象の表れにも注目して、ある時期までは人口減少は続くかもしれませんが、地域に常に新しい動きを造り、人が人を呼ぶ、仕事が仕事を造るという何らかの戦略を図ることにより、人口減少を食い止め、量的人口移動ではなく、地域づくりの前進を念頭に置いた戦</p>

	<p>議 長        梶屋村長</p>	<p>略で、村の適度なキャパシティ、需要力に見合った令和の普代村づくりを推進すべきだと思いますが見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>ご指導ありがとうございました。いずれお話しのように、人づくり、地域づくりをベースに取り組んでまいりたいというふうに思っております。今のお話しのあった、社人研のデータ等々よりも一層に進んで、人口減少進んでおります。今朝もあのテレビで、釜石市が11月末で3万人を切ったというような事で、ほとんどの県内の市町村がそういった状況でございます。知事さんも、全県でそういった人口減少対策への、強力な取り組みをとったような事を打ち出しておりますし、議員さんからもお話しがあったように、小規模市町村だからどうにもならないといったような事ではなく、県も小規模市町村を応援する中で、同市町村が減り続けるんだどもその抑制をしっかりとやれるようになることが、県全体の人口減少の抑制にもなったり、先々30年後位になりますか、もしかすれば増えてくるような状況にもなるといったような取り組みをすると、考えて取り組みをするというふうな事でございます。私もいろいろ勉強させていただきながら、職員とも、その取り組み最優先というふうな事で、話し合ってもいますので、ご指導をしっかりとお聞きしましたので、そのような考えの基に取り組みたいと思います。</p>
	<p>議 長        大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。</p> <p>ただ今村長からご答弁いただいたとおり、今朝のニュースでもありますけども、なんか普代村みたいな田舎っていうよりは、確かにこれは普代村も人口減少してますけども、だんだんと今の情勢としては、地方都市っていうか、例えば釜石とか、ああいうところの方が、中央からのチェーン店とかが撤退減少が起きて、それに従事する従業員の人が、どんどん移転し始めているという現象もあるみたいなんです。だからかえって、そんな田舎の方でしっかりした何ていうか、戦略を練ってとにかく自分で、あまり人が来てもらっても困るし、だから自分でなんか作戦を練って、人を集める工夫をしてもらいたいということでございます。それから続きまして、2番目の再質問でございますが、ご承知のとおり本来のRMOは地域運営組織は、令和元年12月20日に閣議決定された、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略で、総務省が形成を推奨したところのものでございます。地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域の課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織で、令和4年9月時点で、全国で約7,200団体が活動してるようです。この農林水産省の、農村RMOとは要するに総務省からの縦割りでおりてきたその一形態で、令和2年度より全国で展開されているもので、定義は先ほど述べたとおりでございます。活動の実態は、農地保全活動のみ</p>

	<p>議 長        柎屋村長</p>	<p>ならず、例えば廃校舎等を活動拠点等として改修し、地域資源を活用したレストラン運営、あるいは古民家を活用した滞在型施設運営等に各府省の多彩な施策メニューの支援策、これ農山村漁村振興交付金等でございますが、それらを活用しているようです。本村においてもRMO関連の施策を種々活用されていると思われませんが、どのような支援策を本村では活用しているものか伺います。当初予算にあった地域活性化企業人受入事業とか、そういうものとは関係なかったのかもしれませんが、どの様な支援策を本村では活用しているものか伺います。当初予算にあった地域活性化企業人受入事業とか、そういうものとは関係なかったのかもしれませんが、どの様な支援策を本村では活用しているものか伺います。当初予算にあった地域活性化企業人受入事業とか、そういうものとは関係なかったのかもしれませんが、どの様な支援策を本村では活用しているものか伺います。</p> <p>柎屋村長。</p> <p>お答えをします。いずれ総務省にも、縦割りという形にも見えさるかもしれないども、各省庁のそういう取り組みをやるので、各省庁から引っ張り出されてと言えば悪いども、そういった取り組みの中で必要な人材というのを集めてのこういったRMOへの取り組み、そしてその中ではこういった支援を各省庁で提案をしようといったような中で、その取り組んでいる中ですので、その総務省の方の取り組みにうまく乗っていけば、いろんな施策等々の取り組み等もあるいは助成等も受けられていくものというふうに思っております。そういった中でまだ本村では、さっきお話ししたように、県内で、奥州と一関とその試行をやっている段階で、もしその取り組みが良い方向に行ったらという事で、まず久慈管内で勉強会をやったりもしている状況でして、実際そのRMOのその補助等々、助成等々、まだ実際に活用している部分はないというふうに思っております。あとはその地方創生関係の取り組みは取り組みとして、助成をもらって取り組んでもおりますけども、そういった状況で、今後その勉強して、お話ししたように取り組んでまいりたいという事でございます。あとRMO自体の展開でございますけども、別にその農業関係の組織が出来ているとこでなくても、あるいはそこが出来ているほかに自治会があって、更にそのそういった自治会が重なっているというか、連携をできるといったような事でございますので、例えばその自治会との関り、あるいはその自治会、地域でのその活動の考え方、これまでの状況とも参考、いろいろ勉強しながら、例えばその芦渡地区、茂市地区、萩牛地区といったような部分でのこの組織化といった可能性はあっていいものかなあというふうに思いますけども、やっぱり最終的にはそのこれまでの自治会とか、各農業施策に関するいろんな団体が出来ておりますので、そういった事の取り組みが、調整を図って行くに、少し村も入って調整をしなければなかなかうまく立ち</p>
--	----------------------------	---



	<p>議長 大上智議員</p>	<p>上がっていけないのではないかなあといったような思いではおりません。</p> <p>大上智議員。 私が質問した内容は、確かに村長しゃべるように、内容っていうか、意味も含まれてますけど、あくまで、農村RMOっていうのはその各省庁がそれ以前にいろんな施策を持っている。例えば先ほど話した地域活性化企業人受入事業もこの施策のひとつだと思いますけど、これはあくまでこのRMOだけに使う施策ではない、もうこれは十分村長はご存じの施策は、国交省からなにかからいろんな、そういう場合でRMOを立ち上げた場合は、いやこういうあれが、各省庁でこういうあれが持っているっていう意味でやってる事だと思いますので。それで実際今しゃべったような内容で、普代村でもいろんな省の支援策を、補助事業を使ったりしていると思いますので、そういう意味でちょこっとお聞きした内容でございましたので、その辺はご理解ください。それから、最後にその、何回もしつこいように言うんですけども、農村RMOの立ち上げについては、やっぱり、要はこの設立ではなく、機能であるという事で、やはりいちばんの必要要素は内発的な仲間の集まりとお考えでしょうか。見解を伺います。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 お答えをします。黙っていて内発的に立ち上がってくれるのが一番よろしいと思いますし、必要な施策であれば、村が立ち上げに関与した中でその内発的なあれをこう呼び覚まして、立ち上げていくといったような事で、必ずしもひとつの手法のみでなく、いろんな手法を使って、その地域の地区の状況も踏まえた中で、あるいはそこでその指導的な立場で取り組んでる方々の、いろんな状況等も踏まえながらの、取り組みという事で、一つではなくいろんな取り組みで、やっていく際には取り組んでいければなあというふうな思いで今お聞きしました。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>(「1 番目終わります」と、大上智議員) 次の質問を、大上智議員許します。 8 番大上智議員。 2 番目の質問は、海業の推進についてでございます。 本年 3 月に、新水産基本計画や、漁港漁場整備長期計画で「海業振興」が、漁村経済活性化を図る基本政策のひとつに採用されたところがございますが、そこで、本村における「海業推進」について以下伺います。</p>
	<p>議長</p>	<p>1 つ目、「海業振興」について、どの様な見解をお持ちか伺います。 次に、2 つ目、令和 6 年度に開設予定の、「新公設漁市場」周辺の漁港の活用についての施策を伺います。 榎屋村長。</p>

<p>梶屋村長</p>	<p>大上議員の、海業の推進についての、質問にお答えをします。</p> <p>まずもって、人口減少や高齢化によりまして、漁業者はもとより漁船が減少していることに対応し、漁港によってはその用地施設などを含め、利活用のあり方の改善を行い、水産物の消費拡大、雇用や所得の創出・向上、交流人口の拡大などを図って行くための用に供するといったようなこと、その場所で、海業としての食堂とか直売所等々を運営していくという事は、漁船も減ってまいりますし、漁業者も少なくなっていく中での有効利用のひとつでございますので、今後重要な取り組みになってくるものというふうに考えてございます。そして、海業の振興によりまして、私ども漁村の自然、あるいは文化・伝統がよく発信をされることで、基盤・施設のストック部分が、有効に活用されるという事は、私どものこの海のまちの持続可能な水産業づくりといったような事にとって、極めて有益だと思っておりますし、漁港・漁村・漁場づくりに莫大の事業を取り組んできた私どもにとっての責任でもあろうというふうに考えさせていただいております。本村では、現在も太田名部漁港と、その隣接地などで、食堂や、ツアー対応の番屋めしの提供、あるいは市場見学や、網おこしの見学など、正に、海業を実施してきておるところでございます。今後、新魚市場の状況なども踏まえつつ、これらを持続しつつ、さらに、浜でお金が使っていただく、浜にお金が落ちてくるといったような工夫ある海業が推進されていけばなあというふうに思っております。</p> <p>それから、2点目の、新魚市場の周辺漁港の活用についてでございますが、県において利活用計画が作製をされてございます。それによりまして、新魚市場の周辺、市場を囲む形で、外側に場内の道路、市場への場内道路と駐車場が4,540㎡、1,371坪。そして、さらにその両側に、舗装仕上げになります、用地施設が、一応目的は漁具保管修理施設というふうになってございますが、これが約5,500㎡、1,661坪、配置をされるというふうな計画になってございます。</p> <p>後でもその計画図、配布させていただきたいというふうに思っております。この用地施設の村での活用でございますけれども、現在特に考えておりません。漁協さんなどの活用が優先されるというふうな事ですので、県への占用許可が漁協さんなどで行われる際には、状況も確認して、村では漁業生産や加工流通の拡大になる、そういった事に資する利用がされるよう、そういった申請を後押ししてまいりたいというふうに考えておりますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p>
<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。</p> <p>皆さん、村長始め皆さんご存じのように、今の漁具合から、なんか水産の状況なかなか漁業だけでは昔みたいに、将来がなかなか怪しい雰囲気でございます。それで、新水産基本計画の中で、海際で営まれてい</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>る漁業を含んだ総合的産業群による漁村の活性化の実現もありますが、近年の国内の漁村交流人口は 2 千万人以上と言われており、海外においても、海洋レジャーブームのようで、このことは大きなポテンシャル、可能性力を有しており、豊かな自然や、漁村ならではの地域資源の評価や、魅力を活かした海業の推進により、普代で食っていきける暮らし方、例えば漁業プラス半X業、つまり海業を模索することで、地域の所得向上と雇用機会を図る取り組みも、村の活性化の有力な手法になると思いますが、見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。正にそのとおりでございます。答弁でもお答えしたように、そういった事だというふうに思っております。長年基盤整備してきた訳でございますし、それから震災後の復興事業等々にも取り組んできた訳でございます。そういった施設をやっぱり、我々はしっかり有効に使う、そして有効に使う中で、ただ人が来て騒いで帰るのではなく、そこで金を落として、お話しのように、そしてそれが漁業者の方々が、所得に、あるいはお金になっていくような取り組みが出来ればなあというふうに思っております。いずれ新しい市場の周りでもそうでしょうし、それから更に今ある食堂さんとか、いろんな施設等も含めて、何て言うんですか、我々が思う以上に、例えば県の盛岡とか内陸から来た人たちは、市場に寄っただけで何というか、「いやあ、素晴らしい。こんなとこに来て良かった」と、黒崎の高いところからのその、景観以外にも、そういった市場で働いている産業の状況とか、いろんなあれを見れるというのがすごくこう何ていうか、喜んでお帰りになる方もおりますので、やっぱりそういった今の取り組みを更に深めることが、議員さんおしゃった有効な活用、そして、漁業に対する将来への利益というか、そういったものにもなるというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8 番大上智議員。</p> <p>先ほど村長の方からその、新魚市場の周辺は今のところ、漁業中心でそれが最有力で、他の面については今のところ、まだこれからの考えることだと思っているという答弁をいただきました。この本業の漁業プラス半X業の、半X業とは例として、他のところ見ますと、海沿い青空魚食堂、魚直売所、釣り船、漁業体験、教育旅行、ウニ蓄養、空家を利用した漁家民宿等々あるようですが、ご存じのとおり、すでに大槌町では、サーモン養殖指導をきっかけに、町産業振興課が調整役となり、町内漁協等、関係団体、岩手県、一財 漁港漁場漁村総合研究所等に声掛けして、令和 3 年 6 月に岩手大槌サーモン推進協議会を設立し、本年 6 月にはその団体を漁港を中心にまるっと海業を話し合える、吉里吉里漁港海業振興協議会設立へとパワーアップし、令和 6 年、来年度になり</p>

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>ますけども、来年度から産業振興に本格的に乗り出すようでございます。本村においても、海業振興計画を策定し、海業振興モデル地区の募集に応募する等の、新しいアクション、行動も必要だと思っておりますが、この施策案についての見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答をいたします。いずれ、そういった提案等も含めて、いずれ市場が出来ていく中で、いろいろ検討してまいりたいなあとというふうに思っております。大分こう活用できる土地が、道路が県道から下がっていく訳ですので、その周辺も何度か未利用というか、なかなか使いにくいんだども、実際はいい場所というのは、ちょっと高台にして出来るというような事も聞いておりますので、そういった事が活用がされるような工夫を、もとより漁協さんとかいろんな加工技術等々の方々が使う部分は優先な訳ですけども、それでこう使えない部分というか、そういったものには、そういった有効な使い方をとったような事で、取り組んでいきたいというふうに思っております。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。</p> <p>この漁村の、漁村っていうか、トータル的な海業について当局からも、これからの事ですけども、どうにか頑張ってもらいたいと思っております。2番目の質問、以上でございます。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>続いて、3番目の質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>3番目の質問は、今後の普代村の教育が目指す姿についてでございます。</p> <p>令和9年度の義務教育学校開校等、ここ何年かで、普代村の教育環境・体制も大きく変わるものと思われませんが、今後の普代村の教育について、以下伺います。</p>
	<p>議長 三船教育長</p>	<p>1つ目、特色性を含めた、普代村の教育の目指す姿について見解を伺います。</p> <p>2つ目、義務教育学校開校にあたり、教育内容についての教職員、教育関係部署等行政、PTA等によるワークショップは開催されているものか伺います。</p> <p>3つ目、現在3名の地域おこし協力隊を受け入れている「つちのこ保育園」において実践されている、幼児教育についての見解を伺います。</p> <p>三船教育長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、8番大上智議員の今後の村の教育が目指す姿についての私への2つのご質問についてお答えいたします。</p> <p>1点目の、特色性を含めた、本村の教育の目指す姿とはどういうものか、というご質問にお答えいたします。本村教育の目指す姿は「育ちあ</p>

		<p>い、助けあい、認めあい、愛がいっぱい普代っ子」の育成でございます。教育委員会では、平成 20 年 10 月に「普代村教育ビジョン」を策定いたしました。その柱は、将来、小中一貫校を建設することを視野に、普代村は地域と共にあり、地域の力を生かし、地域の核となる学校、そして地域も学校から力をもらい、学校と地域が一体となって活力を見出していく学校運営協議会を活用した「普代型スクール・コミュニティ」の実現を目指すものでございます。その中で、今申し上げた本村教育の目指す姿、「育ちあい、助けあい、認めあい、愛がいっぱい普代っ子」の育成を基本目標とし、そのひとつの手段としての小中一貫校開校に向けて、具体的指標に、さらにもうひとつの「あい」、「郷土あい」を加えまして、いつでも、どこにいても、ふるさと普代を思い、その復興・発展を担い、支える子供の育成を目指し、学校経営グランドデザイン「生きる力を有し、ふるさと普代の復興・発展に寄与しようとする生徒の育成」を掲げ、学力向上はもちろん、キャリア教育、復興教育、小中交流事業等々、鋭意取り組んでおります。具体的取り組みは、内容により小中合同であったり、小中それぞれですが、本村の学校教育目標である、目指す 15 歳の姿を共有し、4 つの「あい」で指導区分と重点目標をもって、本村の特色を生かし、目指す児童・生徒像を共有し、教育に取り組んでおりますことお話し申し上げ、1 点目の答弁といたします。</p> <p>次に、2 点目の義務教育学校開校に当たり、教育内容についての教職員、教育関係部署等行政、P T A 等によるワークショップが開催されているのか、というご質問にお答えします。</p> <p>結論から申し上げますと、教育内容につきまして、教職員、教育関係者とのワークショップは開催しておりますが、P T A を含めたワークショップは開催しておりません。議員十分ご理解いただいていると思いつながら、あえて申し上げますけども、基本的に 9 年間の義務教育を行うに当たり、義務教育学校であれ、現行の 6・3 制の学校であれ、教育内容が変わるものではございません。簡単に申せば、9 年間の義務教育を一貫して行うか、小学校・中学校で分けて行うか、つまり、義務教育学校を開校するというのは、目的ではなくて児童生徒により良い教育環境を提供するための手段であると捉えていただければと思います。</p> <p>一貫して教育を行うことで、より教育効果が期待できること、現行の 6・3 制では出来ない教育活動が可能になる事など、そのメリットを生かし、先の質問でお答えしたように、本村の目指す 15 歳の姿を教職員が 9 年間共有して取り組んでいこうとするものでございます。「普代村教育ビジョン」を策定した翌年、ビジョンの達成に向け、教育委員会、小中教職員で構成する、本村教育の目指す姿の具現化のために「普代村小中一貫教育研究会」を立ち上げました。その中で、小中合同授業研究会、教育課程の研究等、年間 10 回以上の会議をワークショップ形式で行い、</p>
--	--	--

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>一貫教育、義務教育学校開校を視野とした、専門的な研究と実践を現在まで積み上げてまいりました。</p> <p>また、1点目の質問で触れましたけれども、本村には学校運営協議会という組織がございます。学校運営協議会は、自ら学校の運営に積極的に参画し、自らの力で学校をより良いものにしていこうと、PTAの方々、地域住民、関係行政機関の職員等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」を目指し、校長の作成する学校運営の基本方針や教育活動に意見を述べ、承認するなど、学校運営の一貫に関し、一定の権限を持つ組織で、本村では19名の委員で構成されております。</p> <p>こうしたことから、前段申し上げましたとおり、教職員、教育関係部署等の行政、PTA等を含むワークショップは開催しておりません。しかし、より多くの意見等いただく機会として、学校運営協議会が主体となってワークショップを開催することは可能ですので、状況を見極めながら対応させていただきますこと申し上げ、2点目のご質問の答弁とさせていただきます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>3点目の、「つちのこ保育園」における幼児教育についての、見解をとの質問にお答えをいたします。</p> <p>保育園などでの幼児教育は、幼児が、保育士さんなどに支えられながら、家庭では体験できない社会・文化・自然などにふれつつ、幼児期なりの豊かさに出会っていく場であるというふうにされてございます。そういった中で、「つちのこ保育園」の保育、教育については、保育指針や、教育・保育要領、学習指導要領において、子どもの主体性や、いわゆる、やる気とか、がんばりぬく力とか、コミュニケーション能力もそうでありますけれども、いわゆるその点数で評価をできない、内面的な部分の力といったようなものも、自然体験活動を通じて、早い時期から育てることが必要だということを受けた中で、自然の中での主体的な遊びを展開をされ、あるいは、子どもたちの多様性や、興味・関心が尊重される環境づくり、いわゆる子どもたちが本当に遊びたいと思ってるような事をやらせるといったような環境づくりによって、心と体のバランスのとれた、健全な発育・発達を促しまして、もって、個々の能力が豊かに伸びて、必要とされる自尊感情や自己肯定感などもしっかり育てる保育活動に、取り組んでいただいておりますというふうに、私、理解をしております。</p> <p>また、そういった保育、幼児教育への取り組みが行われている中で、地域おこし協力隊として、村内への移住をされる方もあっておりました、この方がいろいろな村づくり活動にも、参画をされているといったようなこと、ありがたい事というふうに思ってもおることを申し上げます。</p>
--	---------------------	---

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>まして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8 番大上智議員。 あまり時間がありませんけども、ひとつずつ、再質問をさせていただきます。まず、1 問目についてでございますが、この私の質問自体が事前通告の内容が足りなくて、漠然とした内容と、質問となったことをお詫びいたします。私が聞きたかったのは、要するに、特色性を含めた幼少部連携、小中部連携、中高部連携のこれからの姿、それから 1 年生から 9 年生における総合的学校生活の、生活を目指す姿、その辺について簡単でよろしいので、教育長の見解を伺います。</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 現行の 6、3 制から、1 年生から 9 年生という一貫になると、今考えているのは、9 年を 4、3、2 で分けると。他の市町村で、実際義務教育学校をやって、これでスタートして、「や、これではいかん」と。やっぱり 5、3 にしようとかいった動きがありますが、これはやってみないと普代の場合わかりませんが、今普代村では、4、3、2 で計画しています。その中で、やはり小学校のその 4 年生部分は、基盤の形成という事を大きく掲げておりまして、それから中学部、5、6、1、今の中学校 1 年生は習熟と熟成と。最後の中学校 2 年生、3 年生部分、8、9 年生では、完成と飛躍という事で、先ほど言いました 4 つの「あい」を、この中でどういうふうにつなげていくかというふうな事で、研究を進めております。この教育課程、当然義務教育学校になれば、義務教育学校の教育課程、カリキュラムですね。普代村の特色を生かした先ほど申し上げた、今やってるのは、別々ですけども、義務教育学校に向けての小中合同のスクールフェスタ。開校前には、小中合同の運動会も当然実施していかなければならない。そういう段階を踏みながら、開校 9 年度に向けて今一生懸命研究を積み上げております。まだまだ変わっていくこともあるかもしれませんが、この 4 つの「あい」を 9 年間でどう育むかという連携を、どう作っていくかという教育課程を今後研究を進めていく中で、そして開校に向けてスムーズに移行できるように進めていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>8 番大上智議員。 続きまして、2 つ目の質問に対する再質問でございます。今までに建設に関わる説明は何度かお聞きしたり、聞いてお受けして、説明はお受けしてきましたが、義務教育学校と小中一貫校の違いについては、校長、副校長の配置の仕方、我々は校長、副校長の配置の仕方が違うことくらいしか理解しておらない気がいたします。そこで、重なる部分が多々あると思いますが、そこで教育内容についての、今一度、このメリットを活用して行う教育内容がこれまでとどのような面で違う内容で、普代村の教育が生活学習面でレベルアップした教育が実践されて</p>

	<p>議長 三船教育長</p>	<p>いくのか研修、興味、研究の途中だとは思いますが、今の段階での内容を簡単にご説明してもらえばありがたいです。</p> <p>三船教育長。 お答えします。基本的に、義務教育学校になると、校長1人、多分副校長は3人になると思います。また、基本的ですけども、すぐには出ないと私も思っていますが、小中両方の免許をもった教員が配置されるという事で、教科担任制の授業。専門の、国語だったら国語専門の先生が子どもたちを指導していけるという体制が出来ますし、新しい教科の新設や学年段階での使用内容を入れ替えたりとか、それから授業の前倒しとか、その進む段階によって違いますけども、いろんな事が出来ます。そして、もうひとつは、教育課程上の特例を、設置者の判断で実施することが認められると。例えば大槌学園であれば、ふるさと科とか、そういった新しい科を設けて、それを授業の中で、普代村の特色を生かした形で、どういうふうになるか分かりませんが、いろんなことを含めた授業も、今の現行では出来ない授業が可能になってくるというような事がございます。当然、デメリットも指摘はされていますけども、できるだけこのメリットを生かして、子どもたちが9年を通して、その先生たちもそうですので、小学校であれば1年生から6年生までを見ます。中学校であれば1年生から3年生を見ます。その先生が、一貫して9年間を系統的に見ていけるという、当然異動はありますが、引き継いでいけるという非常に大きなメリットがあるというふうに思っています。そういった事をそのうち広報等でもお知らせしたいと思えます。今度の広報では学校建設について若干触れて、そのメリットとかも含めた広報をしたいと思っております。村民の皆さんにも、そういったものを十分伝えていけるように今後も努めてまいります。以上です。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。 答弁ありがとうございました。続きまして、3つ目の3番目についての再質問いたします。これ、つい先日この質問通告後に、偶然にも管理センターで「つちのこ保育園」様主催による、「森のようちえん 自然育児 森のわらべ多治見園」園長の浅井智子氏の「ほんものの生きる力を育てよう」という講演をお聞きし、勉強させていただきました。幼児期における、母と子どもの森の中での体験からの、生きる力の土台作り創生のすばらしさに共感しましたが、同時にその現実・実践の困難さ等いろいろ考えさせられる講演であったと思います。改めてこのような講演開催に感謝するところでございます。それで、ここにおいて考えていただきたい施策の提案になりますが、その理念に基づいて、本村での実践を、実行をしつつある「つちのこ保育園」へ、「はまゆり子ども園」との自然育児についての共同研究等を委託し、協力しながらはま</p>



	<p>議 長        梶屋村長</p>	<p>ゆり子ども園の幼児教育環境等を踏まえての、普代村独自の生きる力の土台作り創出の交流事業を何らかの形で実行できればと思いますが見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをいたします。ご指導の件については私からも 2 年くらい前からかな。いずれ交流で土曜日の預かりの分を、行って見たいという子どもがいたら交流で、あるいはつちのこさんから、その保育士さんがちょっと事情によって足りなくてといった場合はそっちにもこうお願いしたりといった連携協働を進めることの中で、双方がより良いものを目指す、そしてそれの中で、保護者というか、親にいろんな選択肢も与えるような取り組みになればなあといったような事で、お願いもしているところでございます。お願いばかりして実際にそのやってるかやってないかも見ていない訳でございますけども、再度、教育委員会さんにもお願いをする中で、お話しのような事を先々に向けて必要かとも思いますので、また相談をしてみます。</p>
	<p>議 長        大上智議員</p>	<p>8 番大上智議員。</p> <p>村長も十分に、分かってるとは思いますけども、この自然保育、育児ですか、非常にこないだの講演に行っても、まあ実際に何回かつちのこさんにも行って見させてもらいましたけども、難しい教育というか、育児です。というのは、保護者がかなりやっぱり負担になるし、それにこの「森のわらべ多治見園」さんは、やっぱりある程度の人数がいるっていうか、都会的などでやってる、独自っていうか、ちょっとやっぱり特殊な幼児教育だと思います。それを普代のつちのこ保育園さんに同じようにやれってもこれは絶対に無理な話しだと思います。ていうのは、なかなか子どもさんもないし、あとは親への理解っていうか、非常に分かるんですこの自然育児っていうのは、すごい生きる力っていうのは文科省が言ってる生きる力、それはそういう意味で言ってると思いますけども、現実的に、実際に講演なんか聞いたり、このつちのこの実態を見たりすれば、これはもうそれをそのまま普代でやるのは難しい。非常に理念としては凄いいいと思います。このくらい自然がいっぱいあって、いろんな体験出来たり、泥んこになってそして自分でいろいろ考えたり、自分で打開策をやって、それがこれからの生きる力になる、それを育てる幼児保育と。すごい理念は共感できますが、実際それを普代でやろうと思えばちょっと無理な点が、それは無理だと言えば語弊があるかもしれませんが、無理な点があると思います。だから結局言いたいのはこのくらい自然に囲まれてる普代であって、それを基にして、それを砕いた格好ではまゆり子ども園さんのいろんな意見を聞いたり、また自然保育っていうのは、そのつちのこさんのやり方とか、その辺を意見を交換して、あくまでも自然のあれを利用したその最</p>

休 憩 再 開	議 長 柎屋村長	<p>もこの大事な幼児期の生きる力を育ててもらいたいという事でございますが、その辺は村長いかがお考えですか。</p> <p>柎屋村長。</p> <p>時間の事もありますので、簡単にお答えしますが、いずれ私の立場として、いいとか、やれるとか、悪いとか、そういった事を、教育面について言える立場には、ご案内のようになかなかない。そういったのはこの、教育委員会さんを中心に、皆で検討した中の事を、私も応援したり、サポートしたりといったような事で、取り組まなければならないといったような事で、見解という事でしたけども、いずれそのこういったものがやられているなあというふうな答弁に留めさせていただきましたけども、いずれ、出来る出来ないはともかく、目指す教育に取り組んでいただけるのであれば、またそれが本村の子どもたち、あるいは近隣の子どもたちの選択肢になっていくのであれば、それは必要な応援といったものは、させていただくという思いでおります。</p>
	議 長 大上智議員	<p>大上智議員。</p> <p>村長から答弁してもらいましたけども、あくまでこの自然保育っていうか、生きる力、自然保育のノウハウっていうのはやっぱり先程ありました、森のわらべ多治見園さんとかいろいろ聞くことが出来ると思いますので、つちのこさんも。その辺踏まえてのやっぱり理念は素晴らしいと思いますので、その辺の研究というのを委託できるんだったら、つちのこさんにも委託して一緒にやってもらいたいという意見でございます。以上です。終わります。</p>
	議 長	<p>以上で、8番大上智議員の一般質問を終わります。</p>
	議 長	<p>ここで、45分まで休憩をしたいと思います。 (11:38)</p>
	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (11:45)</p>
	中上委員	<p>次に、5番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>5番中上でございます。</p> <p>厳しい経済状況の村民救済策の考えはないか、村長にお伺いいたします。柎屋村長は先の選挙公約で、人口減少の克服、産業の振興や地域経済の活性化。子育て支援。教育環境の充実などに取り組むことなどを訴えております。</p> <p>子育て支援は以前から他の自治体より先駆けた医療費の無償化や、小中学生給食費無料に取り組んでおります。</p> <p>教育環境については、東日本大震災以前から危険とされていた学校の位置という問題にもようやくではありますが、ピリオドが打たれ、義務教育学校建設の方向で進められております。また、学校のデジタル教育にも素早い取り組みであったと思います。</p> <p>子ども政策は、地域活性化と将来の地域づくりの根本であるという</p>
	中上委員	

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>点で、村の将来にも期待できるものと思います。そしてそれらを支える重要な役割が経済環境づくりであると思います。現在の経済状況は、水産業の不良、物価高と景気回復の遅れによる生活への影響など厳しい状況が続いております。地域経済活性化への課題はまだまだ道半ばというよりも悪化の状況です。現在、国の対策はガソリンの補助や所得が限定された給付金などですが、国民全体を救済する点からも、経済効果という点からも、とても追いつかないものであり、中間層への対策は何もないままであれば、経済は冷え込む一方ではないかという事が考えられます。村民は物価高と経済悪化、漁業の不漁などかなり疲弊していると思うのですが、村長はどう捉えているのでしょうか。</p> <p>国の政策は一部の国民に給付金を配るもので、多くの困窮する国民へのものではありません。村としてもっと踏み込んだ村民救済、地域経済活性化策を村民は望んでいるのではないかと思う訳でありますけども、2点質問させていただきます。</p> <p>1つ目として、このような状況を踏まえて、今後どのような地域経済活性化策を考えているのかお尋ねします。</p> <p>2つ目に、財政調整基金を活用し、国の政策の隙間を埋めるような、給付金対策や住民税減税をもっと充実するなどの対策を打つべきと思うのですが、見解をお伺いいたします。以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>中上一登議員の、厳しい経済状況の村民救済策の考えについての、質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、村内の経済状況でございますが、県民経済計算での市町村の経済状況や市町村民所得のデータが、現在、令和2年分までしかでておりませんので、村での令和4年分所得への課税状況のデータでみさせていただきますけれども、総所得的には、ここ十数年でほぼ最低というか、最低から2番目というふうな状況であります。順調だった平成30年分の所得からですと、総体で6億,6100万円、23%の大きな落ち込みというふうになっております。特に、漁業や商業での営業所得が2億9,200万円という事で、51%の減、そして給与所得でも、自営定置の給与分、あるいは専従給与分の落ち込みといったようなことが2億8,700万円、14%も落ちてるといったような状況にあります。この所得の減に加えて、エネルギー価格の上昇、あるいは物価の高騰となっております、正に、議員さんお話しのとおり、村民の皆さまの生活、極めて厳しい状況に至っておるといふような認識でございます。これに対処する地域経済の活性化策でございますが、減少要因からの対策といったものがまず大事だといったような事で、そういった事でこう対応を考えてみますと、漁業不振への対応、そして商工業へのテコ入れ、そ</p>
--	--------------------	---

		<p>してエネルギー価格などの上昇抑制といったものが急務というふうな事でございます。ただでございますが、気候のこと、あるいは世界情勢のことなどが影響しておるもの多いといったような中で、村だけの施策で特効薬的な改善は、なかなか難しいといったのが実情、現状は難しいといったような事でございます。まずは、出来ることを着実に積み重ねながら、関係機関への要望・要請などをしっかりと、こまめに行ってまいりたいというふうに考えております。当面は、海産物などの消費や販路の拡大、これを落とさないようにすること、そして道の駅や三セクでの販売強化を行っていくこと、そして、ふるさと納税返礼品の増などにも頑張っている事。さらには、観光・交流・関係人口の拡大によりまして、これに力を入れて、街なかの賑わいづくり、よって各商店の集客拡充への支援などに努めてまいりたいというふうに思っております。また、すそ野の広い、建設、あるいは建築事業などへの村としての前倒し的な取組や、お話しがあった生活応援事業なども、議会さんにご相談もしながら、協議もしながら、より積極的に推進をしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>次に、国の政策の隙間を埋める、給付金事業でございますが、まず、国・県・村の本年度の実施分、あるいは予定分、そして国の来年度の予定分についてでございますけれども、ひとつに、住民税非課税世帯の支援枠で、すでに給付済 3 万円に、年内に開始の予定でございますけれども、およそうちでは 420 世帯に 7 万円が追加給付され、さらにその子育て世帯には、18 歳以下の子ども 1 人 5 万円が上乘をされ、これは来年の 2 月から 3 月が予定をされますけれども、この給付がされる予定でございます。次に、住民税均等割のみの世帯、うちでいきますと大体、90 から 95 世帯の間だというふうに思いますけれども、こちらへの今朝の新聞報道によってでございますけれども、一律にやはり 10 万円プラス子ども 1 人 5 万円の上乗せ給付で、という事が最終決着を、なったというふうな事思っております。次が住民税所得割と、所得税の課税者。人数的にはおよそ 890 人位になるのかなあというふうに思っておりますけれども、この方々への支援枠ですけれども、本人に扶養者を加えた人数に、住民税で 1 万円を掛け、所得税で 3 万円を掛けてこれらを足した額を、4 万円が上限、定額で来年 6 月以降に、令和 6 年度分から減税をするというふうな事になってございます。次に、その定額減税が上限に至らない方、恩恵が要するに十分に受けられない方の、中間層所得者支援枠でございますけれども、これにつきましては、個々の減税額と 4 万円との、1 万円プラス 3 万円との差額を 1 万円単位で給付するといったようなことが予定をされるというふうな事でございます。これに加えまして、村では、現段階での、国の隙間をとという事で、国の重点支援地方交付金等を活用しまして、すでに支給の 1 人 1 万円分の商品券に、</p>
--	--	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>今回の補正で、さらに 1 万円分の商品券を追加支給をすること。それから、高齢者等世帯への、今までのといたしますか、旧福祉灯油事業での、一世帯 1 万円の現金給付を行うよう補正予算での審議をお願いをしているという状況でございます。なお、これらの取り組みで、一般財源の活用状況という事になりますけれども、10 万円の低所得者支援枠での被扶養者のみ世帯分で、210 万円。それから、旧福祉灯油事業分で上乗せとなる部分が、182 万円。そして 1 万円分の商品券を 2 回分給付する訳ですけれども、これで 1,282 万円。合計で 1,674 万円を、国や県の交付金を超える部分として、一般財源で対応するというふうな事で考えさせていただいております。今後も、国の制度の隙間といったもの、こういった取り組みが行われる度とえば語弊がありますが、そういった中で必ず出てまいりますので、そういった際には、さらなる支援が求められる状況といったのを踏まえつつ、しっかりと対応してまいりますというふうに思っておりますので、引き続き、議員各位、皆さまのご助言、ご指導等をよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>答弁ありがとうございました。1 番目の地域活性化ですか、地域経済活性化に対する答弁いただきましたけれども、先の最初の一般質問に対してもいろいろとお答えしておりましたので、あれですけど、今人口減少が問題になっている自治体ってのは結構ある訳ですよ。その中で、人口が徐々に増えている自治体というところもあります。1 つには、愛知県の豊川市、あとは、よくメディアに出てくる兵庫県の明石市、有名な泉房穂さん、元市長ですね。のところですけれども、ここに共通しているのが、子育て支援で、移住者を呼び込んで確実に人口が増えているという状況があります。特に、こ泉房穂さんは、子育てに関しては、子育ての不安はお金の不安と、あとは、もしもの時の不安。この不安を解消してやることによって、結果として、子育てに手厚い援助をしたことによって、結果として、移住者が増えてきたというようなことを言っております。それと、こないだ 12 月 8 日に先ほども話し出しましたが、 「森わら学園」代表理事ですか、園長さんである、浅井智子さんの講演を聞かせていただきました。この中でも、今の若いお母さん方は子育てに非常に不安を持っていると。それで、「森わら」を目指して移住してくる方がある。ついでに言えばおかしいですけども、保育士さんも移住してくるというケースがあると。やはりこの 3 つの共通点は子育て支援と移住というところだと思うんですね。ここに力を入れていくことによって、地域が活性化してくるのではないかというように、自治体の例をみれば考えざるを得ない。ただ、兵庫県の明石市ですね。明石市のこの政策の 5 つの無料化というのがあるんですね。これで、18 歳</p>
--	--------------------	---

		<p>の医療費、第二子以降の保育料、1歳までのおむつ代、中学校の給食費、公共施設の利用料、これが全て所得制限なしでやってる訳ですけども、この無料化を見れば、普代村も決して遜色のない対策を以前からやっているのではないかなあというふうに思います。何が違うのかなあと、泉房穂さんの話をよく聞いてれば、本を読んだり、聞いたりしていれば、違いがやっぱりメッセージ性があるかどうかという事らしいんですね。だからそれをどのようにして、その普代村に来れば子育てに、不安なく安心して育てられるという状況を、イメージをつくっていただけるか。そういう事だと思うんですね。だから、そういった事をどうにかこの職員の皆さん、特に保育士の皆さん方の意見を聞きながら、何かいい方策がないかを検討していくべきではないのかなと。どういった発信方法がいいのか、それは私自身も分かりませんが、こないだ浅井先生の話聞いていても、なかなか自分の無知さ加減というのが非常によく分かりまして、「ああ、子育てというのは、そういうものなんだ」というのが、勉強になったというか、全然知らなかったというのが本音ですね。特に問題なのは、今国の政策で進めている子育て支援策が、どうも現場とはギャップがあるらしい。保育の専門家から見たり、現場の保育士さんから見れば、どうも現実にそぐわっていないのではないかと。対策が全て、子ども優先ではなくて、当初の子ども優先の子育てではなくて、あくまでビジネス化してしまっていると。親の都合の優先も当然、自分自身もそうだったかなあと思うんですけども、そういうところもある。そういったところを気を付けながら、加味しながら、やっぱり現場の方々が、何が今問題で、何が、何をどうすればいいかというのをきつとよく分かっていると思うんですよ。それをやっぱりこう、聞きながら村でどうにか、たまたまっていうか、今「つちのこ保育園」という、県内で初の保育園がある訳です。これはもう多分話題性もあるんだろうと思いますし、それに併せて、子ども園と連携しながらどういった発信ができるのか、そして子育ての村、普代村という発信を、どのようにしていけばいいのかということ村長として検討していただければなあ。もちろん教育長さんも加えてですね、やっていければなあと思うんですけども、こういった考え方にいかがでしょうか、考え方をお伺いしたいと思います。</p>
	議 長	<p>時間ですので、村長さえよければ午後一の答弁になりますが、よろしいですか。</p>
	議 長	<p>(「議長の言うとおりに」と、榎屋村長)</p> <p>中上議員もよろしいですか。</p> <p>(「はい」と、中上議員)</p>
休 憩 再 開	議 長	<p>これで、お昼の為、午後一時まで休憩といたします。(12:05)</p>
	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00)</p>

	<p>榎屋村長</p> <p>議長 中上議員</p>	<p>榎屋村長からの、答弁をよろしくお願いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずもって、子育て施策の部分のさらなる充実といったような事につきまして、正直、うちの中の事務方からはいろいろ聞いて、工夫をしたりという事でやっています。現場からこう聞いたという事は正直なくていました。ご指導そのとおりですので、聞いていい取り組みを更に積み重ねるようにしてまいりたいというふうに思っております。それから、メッセージ性を持っての発信の方ですけども、私を含めてさらに、度々ご指導いただいておりますので、さらに注力をしていきたいなあというふうに思っております。手法とすれば、「青の国からふだいラジオ」ございますけれども、これはインターネットで最終的には皆さんに全国に出るので、この部分で少し取り上げを多くしていきたいなあというふうな思いもしております。それから、ふるさと納税の返礼を送るとき、このパンフレットの中にでも年間3万6千件くらい送る訳ですので、全国に。その部分の中に何かチラシか何かのような、村の紹介的な子育て支援のとかといったのを入れればなあといったような思いもおりますし、さらには口コミも大事でございますので、協力隊の方々の口コミ力を活用させていただいて、取り組んでいければなあというふうに思っております。そういった中で、皆で総合的なその力を出し合うということの中で、村づくり、そして移住定住誘致、そして人口減少といったのに結び付いていけるような取り組みを、何とか工夫してやっていきたいと思っております。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>是非ともそういった取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、やはり直接私も保育士さんからいろいろ聞いた訳でもないんで、こないだその先生の講演を聞いた中で、そういった事が何となくわかったような、あとで分かったんですけども、やっぱり現場の保育士さんって、行政でこんなふうにやりなさいって言えば、それに従うしかない。それに対して、いやいや、こうやった方がいいと言えない立場なんで、そこら辺の声を拾うというのは非常に重要なんだろうなあというふうな後で、私も分かりましたんで、何とか子ども優先の子育てをするのであれば、やっぱり保育士さん、専門家の意見を聞くべきであろうかなというふうに思っております。こうやっている市とか、浅井先生との講演を聞いた中で感じるのはですね、やっぱり今、子育てに対して非常に不安を持っている人がやっぱり多いんだなと。もしかしてこれは子育て難民の人っているんじゃないかと。子どもは欲しい、あるいは今後子どもを産みたい、子どももまだ小さい。そういう方々が非常に不安をもったり、悩みをもったり、困った状態になつてるといふ事の裏返しではないかなというふうに思っておりますので、そこに寄り添うような村の体制</p>
--	--------------------------------	---

	<p>議 長        榎屋村長        議 長        中上議員</p>	<p>を作れば、自然と人が寄ってくるのではないかなというふうに思います。先ほど、ふるさと納税と、ラジオですか、そういった事も含めて、また村のホームページもですね、はまゆり子ども園もそうですし、つちのこ保育園もそうです。はまゆり子ども園に関しては、ちょっとだけ募集の要綱が載ってるだけで、あんまり記事は、記事もない写真もない状態なんで、もうちょっとこう、つちのこ保育園も、写真が結構載ってるんで分かるような気はするんですけども、我々のような素人は初めて見たとき、どういうところかちょっと、ちょっと理解できないんですよ。例えば、そこからこうジャンプして、なんか動画とかを見れるとか、そういったところもホームページ作ってる方をお願いして、もうちょっとこう、普代村は子育てが充実してるんだと、受け入れ態勢が充実してるんだっていう発信を、もうちょっと細やかにやっていただければなあというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あとは、ふるさと納税を出したんであれなんですけども、資金稼ぎというよりですね、クラウドファンディングを募って、それで少し広報に力を入れたクラウドファンディング。そうすれば、資金はあればいくらでも役立てれる訳ですから、そこを目標にするというよりも、広報をするためのクラウドファンディング。金額の多寡が注目度に比例するんでしょうけども、そういった事もあってもいいんでないかなあというふうに思いますので、是非よろしくお願ひいたします。村長さんの方からなければ、この件に関しては終わりたいと思います。</p> <p>榎屋村長。        ありがたいご指導、ありがとうございました。</p> <p>中上一登議員。        それでは、2つ目の件ですけども、先ほど村長からはいろいろ、いろいろな今度の国の7万円の給付金とか、いろいろご説明いただきました。全体で1,678万円の予算が組まれているよというような説明もいただきましたけれども、今さら言うまでもなく、先ほど村長がおっしゃられましたように県民所得ですか、県民所得が下から2番目だと。それに加えて、物価高で村民が困窮してる状態はまあそうだろうという事ですけども。あとは当然これも皆さんもご存じな国民負担率ですね。国民負担率も数カ月前に報道でもなされた訳ですけども、社会保険料の負担率。税負担率を合わせると、ほぼ50%近く、46.8%の負担率になっていると。恐らく地方はもっと高いだろうと。平均ですから、高いだろうなというふうに思います。それくらい今経済が厳しい中で、まず財政調整基金等活用してという事で、質問させていただきましたけども、財政調整基金がどのように使うかっていうのは臨時の時に予算に対して役立てるという事なんですけど、今が村民にとっては臨時の時なんですね。年間、コロナ前から数年間を見ても、財調の残高は</p>
--	---	---



	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>常に10億前後キープしております。この中で、これから今、またさらにこの全村民に給付をするかたちをとってもいいのではないかと。さっき、4万円等、給付の説明がありましたけども、来年の2月とか3月、6月。もう遅いんですよ、感覚として。7万円もそうです、年明けっていうのはもう絶対遅いと思います。本当に低所得者の方々にとっては、年内給付が私は求められるところではないかと。例えば、7万円についてはもう決まってる訳ですから。財調なり何なりを取り崩して、即、一気に配ってしまう。それに加えて、最初の質問でも言いましたように中間層にとっては殆ど、最初は何もなかった訳ですよ。今日の新聞にも、昨日も出てましたけども、4万円という金額が出てます。これよりも、もっとこれにプラスしても、全体に給付してもいいんじゃないかと。村独自にですね。やってもいいんじゃないかなあというふうに私は考えてますし、殆どの方がそれはそうですけど大賛成だろうなど。そこまでやはり、普代はここまでやってるんだよというのを、近隣市町村、あるいは国の方にも知らしめて、これだけ困ってるんだという事を、やっぱり国にも分かってもらいたいなという意味でも、それを実行していただきたいなと。恐らく今回、国は給付金は一時的なものです。いつもそうですけども。減税は頑としてしない。何が何でも減税してたまるかというような状況があります。できればこの財調なり、あるいは建設費が毎年ありますけど、独自予算で大体毎年1億から2億くらいは予算は入ってます、村の独自予算で。それらを活用するとかして、住民税を減税していく。数年間、国が減税するまで。そうやってやって、村民救済をやっていってもいいんじゃないかというふうに思います。財調は給付金に使って、そういったのはどっからか捻出してくる。1億、6億の建設費、道路の建設費等はですね、毎年ある訳ですけども、それ全部使えなくても、少々道路にボコボコ穴が開いてても住民は、村民は、少しでも税金が安くなれば我慢できる、理由があれば。我慢できると思います。現に、我々中央道は、ボコボコでも我慢してます、何年も。それを考えれば他の村道だって絶対我慢できるんですよ、理由さえあれば。「ああしょうがないな」と、「減税されてるんだ」と。そういう意味で村民に納得してもらえるような減税をやっていただきたいと思うんですが、この給付金と、減税という事に関して、村長のご意見、是非伺いたいと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずもって、言いたいことは、国がそのすっきり早めにまとまった案を出してもらわないと、とても今日の議会もそうですけども、その今朝になってからそのいろんな案がまとまって、こうつうのはちょっとこう、年末もまだ2週間の中では、非常に少し遅いなあというふうな、文句ではないですけど、いずれそんな</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>思いがしております。そしてですね、私勘違いしましたけども、その財調での対応というのは、予め事前に給付しておいてというふうな事までの、私の頭は及ばなかったんですけども、今お聞きして、あ、そういう方法もあるなあというふうな事で思いましたが、既にその今回の分はちょっと間に合わないと、いったような事で、申し訳なかったですが、一応今日、明日の議会の中での審議をいただいて、もし、可決になればというふうな準備は早めにさせておいておりますけども、その財調でという事のあれはしてなかったの、ちょっと今回は間に合わない、そういう対応できませんけども、いずれ7万円についても、あるいは1万円の商品券についても、特に1万円の商品券は完全にその年内に殆ど。それから7万円についても、できる限り一部はきっと間に合わせれるというふうに思いますけれども、そういった事で、早くやるような対応をさせていただきます。あと、そういった取り組みをした、財調を崩しての対応をした場合の、先処理が、その国の思いにかなって助成の対象になるか、あるいは減税についても、そういった国の思いにかなう事だという事で、対象になるかといったのはちょっと調査をしなければならいんですけども、いずれやる事は同じだし、早く支援をするというのも国民の声な訳ですから、国も恐らくそういった思いで、理解をして取り組ませていただくようなことになるような、いろんな要望というか、あれもしてみたいというふうに思っております。今現在、先にやったものについては、今回の場合はまだ対象になるならないが来ていない状況ですので。そこらも確認してて取り組みたいと思います。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>いろんな確認の面で、いろいろと大変であろうとは思いますがけれども、要するに、最初から分け隔てなく、全村民に給付すれば簡単な事なんですよね。それを少しでも制限を設けて、給付金を減らそうという考え方がちょっと、ひねくれた見方かもしれませんけども、もしかしてそうなのかなとそういうふうに思ってしまいますし、何とか、村民を助けるという意味では、そういった素早い対応、できれば7万にプラスして、あと3万円もプラスして全村民に配るといような事をやれば、やっぱり村民からは絶対に信頼されるんじゃないかなあというふうに思いますし。やっぱりこれが、世論のー自治体、一村長、一議会だけでは、県とか、国は動かすこと出来ないですよ。ただこれが世論のバックアップというのがあれば、絶対何かしら影響があると思うんですよ。ただ単に金が欲しいから配りなさいという意味じゃなくて、そういった行動をすることによって、やっぱり周りに注目されて、やっぱりこうすべきでないかというような機運が高まればいいなあと思っております。7万円、年内に配るところもあり、何件か、何個かあります。</p>
--	--------------------	--

	<p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長</p>	<p>やっぱりそういうところは、そういう方法を取っているんだろうなあと、私は勝手に思ってましたけども。それをやっぱり、いかに村民に今の状況を把握した上で、困窮してる、経済的に厳しい状況というのは分かってる訳ですよ。それを、年末を控えて、今配った方がいいなという判断は、今後も踏まえてですね、なるべく早い段階に助けていただきたいというふうに思います。あとは、そういった建設費等も、今後の減税に対してですね、減税に対してどのように対応していくか。</p> <p>さっき村長がおっしゃったように、それが出来るのか、出来ないのか、という。何かで調べましたらですね、市町村は当然交付金等でやるわけで、独自予算は殆どありませんので、やっぱりお上の意向を確かめないといけないという部分もあるんでしょうけれども、例えば、村独自で減税する場合は、それなりの、こういった行政改革を断行しましたと。例えばさっき言ったように、道路予算から回しました。その分道路予算は、ちょっと道路の補修は我慢しておりますと、というようなこの予算の行政改革をやりましたという事を示せば、そんなに問題はないんじゃないかというような意見も聞いたことがありますので、そういう事も例えば、ゴーサインが出てからやるんじゃないかと、やっちゃってさあどうするんだと、処分するなら処分してみろというくらいで、村民を助けてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>検討してみます。までが今の思いでございます。いずれ、最後にその、交付税の検査があったときに、税収が減ってるという事を報告できる。税収が減ってるという事は、その全体の交付税の対象、いわゆるその需要額から税収を、収入を差し引いた部分には、要するに多くなって、交付税がさらに後追加になるといったような事もありますけども、そういった対応になるかならないかも含め、あるいはそういった事を度外視しても、今回は無理ですけども、先々どういった方法があるか等々を考えてまいりたいというふうに思います。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>是非ともよろしくお願ひしたいと思いますし、とにかく、村民側を向いた対応をやってもらって、お上に忝度しないようにやってもらえればなというふうに思います。我々、自治体とか、議員は、村民のことをまず第一に考えて、やらなければならない立場ですので、村民の方を是非とも向きながら対応をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上で、質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上で、5 番中上一登議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、4 番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p> <p>4 番齊藤正明議員。</p>
--	--	--

	<p>齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤正明です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。</p> <p>1 項目目をお願いいたします。普代ダム堆砂土の現状等と加工用水対策について。</p> <p>堆砂土は、ダム本体の近くで溜まってくれずに、ダム上流部からどんどん溜まってくるので、治水能力と治水容量を減少させる深刻な問題だと思います。特に普代ダム堆砂土が、この数年間でかなり進んでいるというふうに考えますが、現在の普代ダムの堆砂土の現状等と今後の堆砂土の有効活用する考えについて伺います。</p> <p>次に、ダム水の加工用水への利用については、普代ダムから向野場への農業用配水槽、いわゆるファームポンドが、通水されて貯留されているわけです。上の沢の河川の水だけでは水不足が懸念されていますので、向野場の水利施設を活用して川に放流をしていただき、取水源であるダム水を加工用水の利用のためにも、継続的に加工生産が出来る環境を整え、早期の対策が必要と考えます。このような状況から、加工用水の安定的かつ効率的な利用に資するためにも、整備の推進に取り組んでいただきたいと思います。村長の見解を伺います。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>齊藤正明議員の、普代ダム堆積土砂の現状等と、それから加工用水対策についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、普代ダムの堆砂量の現状でございますけれども、堆砂測量を3年ごとに実施している県のデータによりますと、令和3年度の結果は、100年間の計画堆砂量が20万m<sup>3</sup>に対しまして、3年度の調査では、9万2,425m<sup>3</sup>の堆砂量となっているところでございます。よって、県では現段階での、緊急的な土砂撤去の必要はなく、引き続き、3年ごとにでございますので、今度は令和6年、来年の調査をしていくということでありました。</p> <p>ただ村の感覚としましては、恐らく議員さんもそうだと思うんですけども、令和元年の台風災害後の堆砂量が、従前よりも多くなってきているのではといったような状況に思っておりますので、濁度の状況のことも含めまして、今後のその状況しっかりと注視をしていかなければと、いうふうに思っております。なお、堆積土砂の有効活用につきましては、県有利水ダムでの浚渫の事例は全くないと、掘ったことは無いということでございますが、その土砂の質によっても違うとは個人的に思いますけれども、通常的には、骨材・埋立地の盛土材、土壌改良剤などに活用できるというふうにこう言われてございます。</p> <p>次に、普代ダムからポンプアップし、向野場のファームポンドに貯水されております農業用水を、農地内の給水栓を通して、上の沢川の上流域に放流する、そして水不足対策に役立てるという事でございますが、まずダム湖の中からの、あるいは大沢川からの水の活用といったのは、</p>

	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>水利権がございますので、これは不可能という事でございますが、農業用に支障がない範囲での、その農地にある給水栓からの多目的利用は、黒崎の漁家の方々が雑用水として使っている例もございますし、また和野山では、各定置漁場さんが網洗い用として、使用料を払って、利用しているところでありますので、同様なことでのお願いができれば使用可能であるというふうに思っております。なお、その農地の給水栓から先へのパイプなどの付設につきましては、必要に応じて、利用者側で負担をして、そしてやっていただくという事でお願いをしたいというふうに思いますし、その放流する際には、当然放流量に一定の制限をかけさせていただく訳でございますから、むやみやたらに放流をするという事ではなく、その制限の中の範囲での利用に限らせていただくという事になりますし、もとより、その流路の、2キロも3キロもありますので、その流路の途中で、水が地下に潜ったり、そして流末に、最後の止の方まで、太田保男さん付近の加工場の止の辺りまで、届かない場合などにも、当然利用者側に対応をいただくという事で、お願いをできればなあというふうに思っております事を申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番齊藤正明議員。</p> <p>今、村長より答弁いただきましたけども、この堆砂土の現状ということで、確かにこの測量は3年に1回やって、県の方でやっているわけですけども。最近この大雨とか、そういった台風等が来て、かなり沢の方から流れ込む量が多いのではないかなあというふうに感じております。この堆砂土の利用についても、できるだけ、その有効活用にするにもこの何て言いますかその、できれば実証試験の用なのをやっていたいて、農地開発なり、そういった農地、なんとかその農業用再生できるように、そういった方法もいろいろ検討していただけないのかなあという、活用方法を考えて取り組んでもいいのかなあというふうにも考えております。それから、向野場のファームポンドこれは550t、あと和野山、黒崎のファームポンドは3,200t、貯留っていうか通水、ポンプで上げているわけですけども。その水をできるだけ、向野場について、何人かいると思うんですが、給水栓を使って。できるだけ河川に近いところから、給水を川の方にこう、そのシーズンになったら、ワカメ、コンブの。流して、などが工夫して活用をできないのかなあという事を検討していただきたいなあと思います。当時、かなり前に配水管で向野場のファームポンドに上げて、ファームポンドから各給水栓に水を取水してそれから更に給水栓を開けてもらって、そして河川に付けた管に流してもらった経緯もあるそうですけども。できればそういった量が、その時期的に使う量というのが決まっているわけですけども、その、ご存じのように上の沢の河川については2カ所、3カ所それぞれ漁</p>
--	---------------------	---

	<p>議 長        榎屋村長</p>	<p>師さんがどうがこう小さいダム、それなりのポンプ、給水して工夫して各作業場に使っているわけですけども。ただ、そのシーズンになるとどうしても、その年にもよる訳ですけども、ワカメのシーズンになるとどうしてもその細い管だと、あれが凍るんだそうです。そうすると、作業している時にもう水が止まってしまったり。一斉に使うもんですから、加工している漁師さん方は。そういったのを考えると、一時的に作業をストップしなければならない、という状況もあるようなんですよ。上の沢で加工をやってる方々。ただ、大沢の方は、常時まああっちの方は流れもかなりダムからの流れも違いますので。ただ私が思うのは、いつもそう思ってるんですけども、春先になると雪解けで、調整はしてると思うんですけども、ダムの調整は、あの放流の。あれを超えて、越流してきてるんですよ。大沢の方の河川は。ただその時期がどうしても、ワカメ、コンブの時期にそういった放流、越流があるもんですから、そこらへんを考えると、大沢の方はそういった状況、上の沢の川は全然水不足だという。そういった、バランス的にはあまり加工をやってる人たちがかなりこう、不便だとか、そのシーズンになれば。そういったのを、何とか、上の沢線を検討していただけないかなあというふうに思いますが、どのように。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。まずもってダム関係の事でございます。ダムの堆砂の関係の事でございますけども、議員さんおっしゃるように、私は答弁でお答えしたように、令和元年の災害以来この3年間に増えた量も把握してますので、元年の調査の後、3年までの、これまでの調査でどのくらい増えたかというのを把握している中で、「うん、これは少し多いなあ」と、いうふうな思いで、今9万余の堆砂量でございますけども、100年で20万tというのは、20年か何ぼうです、9万tで半分近くもいってるつうのは、やっぱりその心配もしていかなければならないという事で、同じような思いを持っておりまして、いずれ注視をしていくということで、議員さんと同じ考えでございますので、そのように取り組みたいというふうに思っております。あと、その掘り起こすことのその試験とか、あるいはその活用の実施をと、いったような事は県と相談をさせていただきます。今半分くらいの溜まってる量なのに、それが何年先なのか分からない訳です、今のとこ。それをその実証の試験をしておく、しかも県内では、その除去した実績がないと、いうふうな、県の利水ダムではないというふうなこと言われておりますので、そういった中でどういう対応ができるか、県とも相談をして参って、いざその取り除く、撤去をしなければならない際には、スムーズにそれがいくように、取り組んで参りたいというふうに思っております。</p> <p>それから、向野場のファームポンドからの、通って農地から放流する</p>
--	----------------------------	---

		<p>こと、その申し込んでやっていただければそれでいいと思います。あとはそのお話ししたように、例えば、災害時等の以外は、堀内でも、沢でも、白井では、水道水を直接使って、そして水道料高く払ってと、いったような事でもやっておりますので、その給水栓から先については、その必要に応じて皆さんで。おら方は給水するまで責任があるわけで、その活用についてはいいという事ですので。それでやってもらえばという事ですし。あと、大沢については、川も大きいという事もありますけども、ダムを造る際の約束事で、下側の方までパイプが入っていますので。それは約束事でやってありますので、それを活用いただければ、大沢についてはその、いいというふうな事になりますが。上の沢については、その時点でダムが、造る時点でもそこで、漁協さんの施設等々で、活用になって、皆さんが使っていたので、それをそのまま使うといったような事で、取り組んできていただいておりますし、それについての、例えば、ポンプであれ、あるいはその堰堤を高くするのとか、そういったのをあそこの部分の手伝いはさせていただいておるところでございますので。あとは、その他の地区とのことも、当然ございますので、いずれその申し込みをして、その相談を、利用者の方がす、申込をして、そしてこうこうこういう取り組みでやりましょうというふうな事で、相談をして取り組むのが一番だと、手っ取り早いというふうに思いますので、そのような事で進めていただければなあというふうに思います。決してこう、村で行って、開け閉めしてあげるとか、そういうことはやっぱり他とのバランスいろいろありますので、無理があるというふうな事でございますので、是非その点もご理解をいただきたいなあというふうに思います。</p> <p>4 番齊藤正明議員。</p> <p>ありがとうございます。この堆砂土をこの有効活用については分かりましたが、できれば、こういった有機物とか、ミネラルとかそういったのがあるのかどうか、そこらも土壌改良の、どのようなそういった、有効活用が出来るか、そこらもこれから検討していただければと思います。県の方の農村整備さんとも、相談していただいて、検討をしていただければと思います。それからこの加工用水の関係ですけども、できれば、上の沢まで、上まで、高圧の農業用配水が、ファームポンドに上がる、上がっている配管があるわけなんですけども、あれを何とかこう下流の方にこう何とか工夫して放流は出来ないか。そこらは、どうか検討をというか、相談したことが、協議はある訳ですか、農村整備と。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えしますけども、それは構造上考えられない事でございます。ファームポンドまで、下のポンプから上げてる途中から抜くというのは、当然その圧力のこともありますし、とても可能でないというふうな事</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p>	

<p>議 長 齋藤議員</p>	<p>になります。 4 番齊藤議員。 そうすると、一旦上げて、ファームポンドまで上げて、そこから給水栓から配水管を通して、下の方の小さいため池というかな、そこまで流すことは出来ないわけですか。そういった事も検討はしてないわけですか。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 答弁で答えたように、農地の給水栓から流すのは、はい、そのとおりに使用料、網洗いでもこう、黒崎の利用でも、3 万円とか、6 万円とか払って、流しているわけですが。それはその、ただただ流しっぱなしにもやっぱり出来ないんで、その量にはやっぱりこの限定もさせていただく事もありますけども、いずれ、そこからだせば、多目的用という事で、よろしいという事です。</p>
<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。 わかりましたが、そういった開け閉めはいい訳ですけども、その川のさ流すまでの、給水さ距離がある訳です、川までの。放流する給水栓から。そこを何とかこう考えていただいて、出来ないものかどうか。河川まで流してもらって、配管を。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 今も、ちょっと繋げたやつがありますので、流せば、給水栓を開ければ流れるようになっておりますが、お話しのように距離が長かったり、いろんな状態、あるいはその年によってのこう、水の量。更には途中でなんかその地権者の方々が、手を入れて、機械類を入れたりすると、下に潜ったり、あるいは水が下まで届かないような事も、沢の中であったりもします。それについて、ため池というか、堰堤より上の部分のそして給水栓からの間については、是非利用者の方々が対応してて、水は使ってもいいですので、そののどこをやっていただければというふうな事です。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>4 番齊藤議員。 そうするとそのシーズンになった時、そのポンプから、ダムポンプから、自動的にこう、それについては出来る訳ですか、村の方では。あの、ワカメ、コンブシーズンだけ、そういった一旦上げてもらおうとファームポンドに。そういった事は出来る訳ですか、お願いできる訳ですか。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 ファームポンドが水位が低くなれば、自動でダムが、ポンプが稼いで上がり、というふうな工夫になっておりますので。あとはその、お話しの方々が使っても、あるいは別な農家の方々が畑で使っても、それからいろんな使い方をして、少なくなれば自然にこうポンプが働いて、そ</p>



		<p>して稼働して上げるという事になります。気がかりはその、流すと当然そのタンクが減りますので、そうすれば莫大の電気料がかかるという事ですけども、それについては決められた単価の部分をお願いをしていこうかなというふうな事で、思っております。恐らく、何十倍かかるか分かりませんが、そこらは、ちょっとまだ試験もしていないのであれですけども、そういった、決められた料金表にある部分で、対応していければなあと思っておりますが。そここのところが、まだちょっと不明確ですけども、1戸の漁家なのか、それともなんという団体なものか、といったのもまだなんす、相談も現実にそのまだ相談もない中でのことなので、例えば、上の沢なんとか加工組合とか、というふうな事になれば、漁協の網洗い場の事のように、6万円というふうなお願いになるのかもしれませんが。そうでなく、個々の漁家一戸、一戸という事になれば、3万円づつ10戸かけて30万円というふうな事にもなるかもしれないです。そこらのことの取り組みはまだ決まってない訳ですけども、いずれ具体的な相談は利用する漁家の方々が、実際にお方からやってもいいですので、具体の相談をして、その出したり止めたりするのの事、の件とか、いろんな事を相談をし合ってでやった方が、先ほども話したように、手っ取り早いような気がしますので、その方がいいかなあと思っております、それに対しては、その担当課の方で当たりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。大沢の方はかなりこう水量もあるし、あっちの加工をやっている人達、かなりこう水には不足はないと思うんですが、どうしても上の沢の方は、そういったシーズンになると一斉に使って、止まったり、あとは凍ったり、あと下の方、海に近い人たちは海水を使っている人達もあるようですので、そこら辺を考えていただいて、加工用水だけでなく、有事の際の防災対策のことも考えて、一つ検討していただければと思います。終わります。</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>次の質問を、齊藤議員許します。どうぞ。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>4番齊藤です。2項目目をお願いします。</p> <p>新規事業の計画前に議会の関与について。村当局と議会の関係について質問いたします。</p> <p>これまでの関係は、村当局の立案を議会で決定するという形であり、ます。その緩和策として、重要な新規事業に関しては、議員全員協議会で揉んだうえで上程するという形であります。この形は、基本設計あるいは基本計画をたたき台にして議論という事になります。この議論は数日前に資料が配布され説明を行い、「さあ質問、意見はありませんか」という事になります。これでは議決権のある議員全員の理解が得られ</p>
--	--	---

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ているとは到底思えない訳です。そのためには、基本設計の着手時点で議会の関与を模索するべきではないでしょうか。少なくとも重要課題については、たたき台としての基本計画策定より前にこの協議を行うという事であります。具体的には、個々の政策案件を当初の段階から常任委員会等と協議を行う体制を作るという事です。今後においても、相互に情報を共有し、議論を深める事は非常に重要であり、有益につながるものと考えます。村当局と議会の関係に一步踏み込んで進めていただくよう強く望んでおりますので、その所見を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>齊藤議員の、新規事業の計面前の議会の関与についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>これまでも、重要課題につきましては、できる限り、議会全員協議会での、協議や報告等をさせていただき、また、申し合わせとなっている人事案件につきましては、議会運営委員会での事前説明をと、心掛けてまいりましたが、まだまだ不十分と、十分でないというお叱りでございます。</p> <p>私の配慮が不足していたものと受け止めまして、今後そのような事のないよう、努めさせていただきます。そして、議会さんとの相互の情報共有は、村側にとっても、正に、重要でも有益でもあります。追って、説明や協議の場が、全員協議会がいいものか、各常任委員会がいいものか、あるいは、説明が必要な案件や内容などにつきまして、具体的ご指導もいただければというふうに存じます。よろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>4番齊藤議員。</p> <p>今村長より答弁いただきました。いわゆるこれは、二元代表制ということで、できれば村当局と、議会の関係については、例えばそういった重要な案件については、種まきの段階から、たたき台からひとつ、そういった委員会等の協議をひとつ何とか、いろいろその体制もあるかと思えますけども、そこらを今後、重要課題としてそういったのに一步踏み込んで、村当局と議会の方、ひとつそういった、たたき台の台から協議を早めにしていただけないものか、お願いしたいと思えます。伺います。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>ありがたいご指導でございます。そのように取り組ませていただきますが、具体的には、諸事業と言ってもどういった事業について説明した方がいいのか、あるいは、その内容はどこまでなのかといった事を、少し具体的に事務方同士でも詰めなければ、あるいは、毎日、毎日でもいいものかといったような事もございますし、そこらのこととうまい調整をしていかなければならない案件というふうに思っております。</p>

	議 長 齊藤議員	<p>す。答弁でもお答えしましたように、もとより、議会との協議は当然大事だというふうに考えておりますので、是非、具体の説明を具体の取り組みについてのご指導をひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>4 番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。確かに、執行権と議決権、相互の役割はお互い尊重して、重要だと思っておりますので、今後とも出来るだけ、最終的には村長さんの判断となると思っておりますが、やはり、機能強化のためにもひとつ有益なシステムであると思っておりますので、何とか取り組んでいただきたいと思っております。終わります。</p>
休 憩	議 長	<p>以上で、4 番齊藤正明議員の一般質問を終わります。</p>
再 開	議 長	<p>以上で、一般質問を終わります。</p> <p>ここで2時まで休憩といたします。 (13 : 53)</p>
	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14 : 00)</p> <p>日程の変更についてお諮りいたします。</p> <p>先程、議会運営委員会にもお諮りいたしました。本日の日程が早く終了いたしましたので、14 日と 15 日に開議予定の日程を本日に変更したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
普代村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について	議 長	<p>異議なしと認め、そのように変更することに決定いたしました。</p> <p>直ちに議事に入ります。</p> <p>ただ今、配布いたしました議事日程 (第 1 号-2) により、進めて参ります。</p> <p>日程第 6、議案第 6 号「普代村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>
	川向総務課長	<p>それでは、上程されました議案第 6 号についてご説明いたします。「普代村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について」。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
	議 長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
	議 長	<p>議案第 6 号「普代村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について</p>	<p>大村建設水産課長</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第7号「普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>ただ今上程されました、議案第7号について、説明させていただきます。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。誠に幼稚な質問をさせてもらって失礼でございますが、今までの水道事業に関しての、条例も多分あって水道事業をやっていたと思うんですが、今回この水道条例の設定についてというのは、どういう意味でこの設定をしたのか。前の設定とどこがどう違うのかという、幼稚な質問になる訳ですけども、この新規な条例についての理由についての内容をもうちよっと具体的な内容で説明お願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>今現在、簡易水道の特別会計及び漁業集落特別会計につきましては、村の条例の方の特別会計の方に設置の方のほうたわれております。今現在は。それが来年4月1日からは、独立した会計という事になりますので、新たに、条例を制定するというものになりますして、3月定例会までにはその、特別会計の方の条例から、漁業集落及び簡易水道の特別会計を除く条例改正が3月には出てくるものになります。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>いや、それについて、十分理解できない訳ですが、これによって何がどう変わったのか。その会計も水道事業という事で、特別会計で賛否やってる訳だね、議案でも。これを制定することによって、どういうふうに変ったのやあと。恐らく収支の関係も同じに、特別会計みたいな感じで出てくると思うんですがね。で、どういうふうに変った内容が、どこがなど変わって、ただ村の関係のやつが、ただこれが独立した状態になってますよという説明だ訳ですが。その独立したのが、どういう訳で、独立すれば何がプラス、マイナス出てくるのか。そこら辺を説明お願いします。分かんないで。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>前提として、地方公営企業法によりまして、まず令和6年4月1日までに、簡易水道事業と下水道、うちで言えば漁業集落排水事業ですけども、ここは公適用化に移行しなければならないというまず前提がございます、それに伴いまして今回6年4月1日より、簡易水道特別</p>
---------------------------------------	--	---

		<p>会計と、漁業集落排水の特別会計を独立した会計とすることになる訳ですが、これによって大きく、村民に対するサービスとか、そういったものが変わるものではございません。今まで通りのサービス提供というかたちになります。これに伴って、料金とかそういったサービスの部分につきましては、この会計の移行による、料金の改定とか、そういったのは今、明言はされていない訳ですけども、あくまでも今までどおり、独立採算という考え方は変わりませんので、収支のバランスを見ながら、これからの水道料金等は検討していくこととなりますが、基本的には村民へのサービス等は変わるものにはございません。あくまでも、会計が、村の会計から別になるというものでございます。</p> <p>議長 大上浩史議員 大上浩史議員</p> <p>大上浩史議員。 非常に説明が、俺は理解に苦しむ説明だと思うんですが。要するに、簡単に言えば、国がこういうふうな条例をつくれよと言うために、やらざるを得ないというだけで、あと内容的にはひとつも変わりませんよ、という回答であれば簡単な訳ですが、そうでしょう。本題は。 （「はい」と、大村建設水産課長） 銭も全然上がるもしない、下がるもしない、村の会計を独立しましたって、どこのその水道局をまた別にしてそのやるつうんだいば、また話しも違うけども、同じ役場職員が水道係として今までどおりやりますよ。内容は一つも変わってませんよ、ただ、その条例の設定の仕方が、こういうふうな国の仕方で、変わりましたよ。というだけのことを説明すれば、仕方がないなあ、お上がこうせって言ったから。ああ、そうなのか。って、何も深く考える理由は我々にもない訳で。そこをもう1回、まあ3回目なんだけど。</p> <p>議長 大村建設水産課長 大村建設水産課長</p> <p>大村建設水産課長。 すみません。説明の方が不十分でございました。議員おっしゃるとおり、国の方から法律が改正するので、条例を制定する、しなければならぬという法律になってましたので、まずもって条例を制定するものでございます。業務内容等については、今までどおりの業務、同じうちの建設水産課内での職員が業務するっていう事で、内容は今までとそんなに変わらないものとなります。 （「分かりました。分かりましたが、議長その4回目だ為あれだが、今までの条例は自然に破棄されてこれが・・・」と、大上浩史議員。）</p> <p>休憩 再開 議長 議長 大上智議員</p> <p>議長 議長 大上智議員</p> <p>はい、すみません、暫時休憩といたします。 (14:26) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14:27) ほかに、ございませんか。 8番大上智議員。 8番大上でございます。変わっても村民に影響がないというような答弁だったような気がしますけども、いつぞやのこの地方公営企業法に</p>
--	--	---

		<p>関する説明の時に、効率的な事業運営を行うためとか、説明があったような気がしますけども。結局、これまでの3年間多額の資金を使って、財産、固定資産の調査して、これに移っていくのだと思いますけども、企業会計に移行することにより、これに則り、半年ごとにその業務の状況の説明書類を提出するとありますけども、これはそのそうなった場合は、企業会計と同じように、半期ごとというか、半年ごとに貸借対照表とか、損益計算書、原価報告書的なものを、これは提出するっていうことになるわけですか。</p> <p>議長 大村建設水産課長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上智議員 大上智議員</p> <p>議長 大村建設水産課長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上智議員 大上智議員</p> <p>議長 大村建設水産課長 大村建設水産課長</p>
		<p>大村建設水産課長。 まず第7条の方に規定してございますが、報告書の内容、事業の概要、経緯の状況という事になりますので、そういった資料も添付されるものと思っております。</p> <p>大上智議員。 そうすれば、明らかにその半期ごとに損益っていうか、差額がこのくらい生じたとはいうような報告書になると思うんですけども、また、このくらいの水道料で、このくらいの収入があったから、またそれに基づいてのその水道料の考えというか、これからの方向性を決めていくものとなると思いますけども、そのとおりか、またお願いします。それから、第1回目として、来年の9月30日までに、来年4月1日から9月30日までの分の報告が、書類が上がると思うんですけども、そうなれば今年度、5年度はまず関係なく、それには含まれないで、第1回目のその書類提出っていうのは、来年の5月31日までにそれは提示するってことの解釈なわけですか。お聞きします。</p> <p>大村建設水産課長。 まず、1点目でございますけども、収支の状況が資料出てきますので、それを基に今後の水道料金については検討をしていくという事になります。それと資料の関係ですけども、5年度分のやつにつきましては、5年度分は打切り決算という形になりますので、あくまでも4月1日からの分の資料が作成されるという事になります。</p> <p>8番大上議員。 そうすれば、なかなかこうさらっと国の方の指示でそういうふうにするんだよというのでは済まないような気がするんですよ。なかなかその損益とか、その貸借対照表とか、示されればやっぱりそれはそれで、かなり大きい問題になることになると思うんですけども、その辺の見解はいかがですか。</p> <p>大村建設水産課長。 その点につきましてでございますが、なかなか職員だけで資料作成っていうのはなかなか難しい状況だとは思っておりました。それで、新年度予算につきましてはその税理士になるのか、そういった方々の委</p>

普代村村税条例の一部を改正する条例について	議長	託等によって、そういったものを資料作成のお手伝いをさせていただくような形になるかと思います。 （「終わります」と、大上智議員） そのほか、ございませんか。 （なし）
	議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 7 号「普代村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 8、議案第 8 号「普代村村税条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉税務出納課長。
	松葉税務出納課長	ただ今上程されました、議案第 8 号につきまして、その内容をご説明いたします。 （以下、税務出納課長説明、記載省略） （「課長・・・具体例が・・・」と、大上浩史議員） 具体例はあの議運の方で説明いたしました。今ちょっと資料が手元がないので、ちょっとお待ちください。 具体例でございますが、 （議案書添付資料のとおり説明、記載省略）
	議長	以上が、具体例の内容となります。以上でございます。 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 3 番大上議員。
	大上浩史議員	3 番大上です。要するに 3 万 500 円が具体例として、3 万 500 円が結局マイナスになるということになるのですか。その今まで、12 万 1 千円のそのなんですか、税額だったのが、9 万円だから、3 万 500 円結局、余計、余計つか、そういうふうに減額つか、そのあれが税金が 3 万 500 円プラスになるということですか。 （「減る方」） 減る方。それをもう少し、3 万 500 円がどうなるの。増えるの、減るの。 松葉税務出納課長。
松葉税務出納課長	今回の条例は、出産被保険者の方の国保税の減額の条例となりますので、3 万 500 円減額となります。減るという事ですね。増えるのではなくて、減るものです。	

<p>議 長 大上浩史議 員</p>	<p>3 番大上議員。 俺はまあわらすを産めない訳で該当になんない訳だが、3 万 500 円、 結局その分、損するという事になる訳だ。減るつう事は。 （「税金で払う分が減額になって、払わなくても良いという事」と、 梶屋村長） そういう意味。ほんでは、プラスつう事になるがねえ。いやいや個人 にすれば。その出産すれば。</p>
<p>議 長</p>	<p>納得してくれましたか。 （「はい」と、大上浩史議員）</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 5 番中上一登議員。</p>
<p>中上議員</p>	<p>5 番中上です。提案理由の中に、全世代対応型の持続可能な社会保障 制度を構築するための、健康保険法の一部改正と。この持続可能な社会 保障制度を構築するためっていうのが、貰った資料によれば、健康保険 法の一部を改正するための一部の改正という事ですよね。この健康保 険法の一部を改正する法律の中に、高齢者医療全世代で公平に支え合 うための高齢者医療制度の見直しというのがあります。被用者保険者 において、報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。要する に、水準に応じて、被用者保険が、扶養者になってる例えば妻とかの収 入に応じて、報酬水準に応じて、増額するっていうふうに理解してい いんですか。要するにこれは、出産の若い方々の軽減をして、その分の減 額分を、高齢者医療で増額して支えと。いう理解でいいのかどうか、 お願いします。</p>
<p>議 長 松葉税務出 納課長</p>	<p>松葉税務出納課長。 今回のこの議案がですね、その国民健康保険税の減額をするための 条例の一部改正でございまして、この、国の方の法律の内容につきまし てはちょっとお答えしかねる内容でございます。</p>
<p>議 長 中上議員</p>	<p>5 番中上一登議員。 そうだと思う。分からない。どちらかをお願いします。</p>
<p>議 長 道下住民 福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。 先ほど、高齢者医療制度におけるその負担の増額というような お話しでありましたが、高齢者医療制度のみではなくて、健康保険組 合、協会けんぽ、国民健康保険、そして後期高齢者医療制度、全ての世 代の皆様から、支援金制度の創設という事で、いま国が検討をしており ます。その支援金につきまして、少子化対策の財源確保のためにです ね、その支援金を充てるという事になると思います。ですので、この高 齢者のみという事ではございませんので、そのようにお願いいたしま す。</p>
<p>議 長</p>	<p>5 番中上議員。</p>



令和5年度普代村一般会計補正予算(第6号)	中上議員	はい分かりました。この間新聞に出てましたね。平均1人500円増額になると。来年から。医療費にそれを加えるということ。要は増税ですよ。簡単な話しが。はい、納得しました。ありがとうございます。
	議長	ほかに、ございませんか。
	議長	(なし)
	議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第8号「普代村村税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第9、議案第1号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第6号)」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
	川向総務課長	それでは、上程されました、議案第1号について、ご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、3時25分まで休憩といたします。(15:20)
	議長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:25) これより、質疑を許します。 5番中上一登議員。
中上議員	中上です。14頁3の1の1民生費社会福祉費ですね、ここに、電気・ガス・食料品等価格高騰うんぬんとあります。ここでの説明で、低所得世帯390、それとプラス支援枠対象外世帯(被扶養者のみの世帯)、ってこの被扶養者のみの世帯ってどういった世帯になるのかですね、対象枠外のところをちょっと詳しくお願いします。それともう一つ・	
議長	すみません、ちょっとごもごもって、聞こえづらかったです。もう一度お願いします。	
中上議員	最初から言います。ちょっと待ってください、もう一回開きます。 14頁3の1の1ですね。電力・ガス・食料品等価格高騰がうんぬんってある、2,940万円あります。低所得世帯390件プラス、これの内容がですね、支援枠対象外世帯(被)これは説明にあった議運のやつですね、支援枠対象外世帯(被扶養者のみの世帯)が、30件とあります。この被扶養者世帯とはどういう世帯なのか、お願いします。次、もう1件だけ、19頁10の2、1.11節12節13節ここに統合型校務システム役務料とありますけども、先程説明の中で、クラウドシステムに変更とい	

		<p>う説明がありました。今までクラウドシステムっていうのが使ってなかったのか、サーバーシステムから変えるという意味なのか、ちょっとそれが、生徒が使うもののパソコンのシステムなのか、ですね、あと、合わせてもうひとつ説明の中に、USB指認証システムというのもありました。これもどういうシステムなのか、子どもたちが自由に自分のもの、自分のは自分じゃなきゃ開けないような状態のものなのか、そこら辺の説明を詳しくお願いいたします。以上です。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。ご質問のありました14頁電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業。この中で、国の方から、通知のあった対象というのが、住民税の非課税世帯で、同じく住民税非課税世帯なんですけど、高齢者、これ例えばですけども、高齢者のみの世帯で、村外課税者に扶養をされているというか。そういった方については、この支援枠の対象外ですよと言うような通知をいただいておりますが、村につきましては、単独で、この全ての非課税の世帯に7万円、全ての方に給付をさせていただくという事での説明でありました。以上です。</p>
	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。ご質問のありました14頁電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業。この中で、国の方から、通知のあった対象というのが、住民税の非課税世帯で、同じく住民税非課税世帯なんですけど、高齢者、これ例えばですけども、高齢者のみの世帯で、村外課税者に扶養をされているというか。そういった方については、この支援枠の対象外ですよと言うような通知をいただいておりますが、村につきましては、単独で、この全ての非課税の世帯に7万円、全ての方に給付をさせていただくという事での説明でありました。以上です。</p>
	<p>議長 高井教育次長</p>	<p>高井教育次長。</p> <p>それでは、統合型校務支援システム、ご質問についてお答えをしたいと思います。まずですね、統合型校務支援システムですけども、県の方でシステムを構築して、それをインストールして各市町村で使うというようなシステムになります。それで、生徒が使うものかどうなのかということは、これは教職員が、教職員の業務の中で使うものになります。あとUSBの指認証という事ですが、そのシステムを使う際に指紋認証でパソコンを使うという事で、それをUSBに挿して、USBに挿した指認証の機械っていうか、をやるっていう事になります。あとはその設定とかの役務料が、今回予算に計上しているという内容になります。以上です。</p> <p>(「それも先生」と、中上議員)</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>はい、先生です。</p> <p>中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。村独自で30件という事で、これは非常にいいことだと思うんですけども、どういった判断、誰が判断をするのでしょうか、参考までに。いいとか悪いとかでなく、参考までにお聞かせください。</p>
	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。ただ今のご質問の判断というその意味なんですけども、どの様に判断するかっていうのは、扶養されているかどうかをどのように判断をするかという、</p> <p>(「誰が」と、中上議員。)</p>

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>誰が、その扶養に入ってるかどうかを誰が判断するか、ではなくて。      (「対象にするかどうか」と、中上議員)      (「村では独自にやるという、その判断を誰がするか」)</p> <p>失礼しました。村独自でやる事についての判断はという事ですか。ありがとうございます。その判断につきましては、県内の市町村の状況も踏まえた中で、やはり今回の国の制度において、その被扶養者のみ世帯については、この支援枠の対象外であるが、市町村独自で対象として、対象というのは、市町村独自ですので、一般財源で措置してというようなものですね、全国的にもばらつきがあります。ただ、村とすれば、3万円を給付した際には、全ての非課税世帯の皆さまに3万円を給付させていただきましたので、同様にですね、その支援を行き渡せるという事で、上とも相談をした中で、そのように実施をするというように判断をさせていただきました。</p> <p>(「分かりました。ありがとうございます。」と、中上議員)</p> <p>はい、そのほか、      3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。10件くらいお願いします。まずもって、10頁ですか、10頁の水産業債が180万、三角になったというのはさっきから説明のとおりなので、この減ったのはいい訳ですが、その下の210万、緑の村の関係で210万、村債が増えたという事になる訳ですが、大きい金額であれば、ああそうかなあと思うんですが、小さい金額を村債にしたという事は、総事業費がいっぱいじゃないと思うんですが、そこらの説明についてお願いします。それから、次の11頁の1万円の物価高騰の支給方法ですが、前にも私、商工課に尋ねた経緯がありますが、これが要するに商工会関係の商品券で給付されている訳ですが、その際にどの程度のお店さんがどういう分配方法というか、商品券を利用している商店の割合といいますか、例えばAの店が2千万の商品券について8割、であれば2割なんだというよな事の調べをしたらいかがですか、という事を前に聞いたことがあるんですが、それについては、今後そういう事をやりますというような事も回答にあったような気がしますが。将来の課長がここに来ていますので、分かんなかったらもうそれはそれで、議会に聞きます。この内容については。だから、方法論として、たまたま商品券でなく、現金でも支給できないのかなあと、非常に難しい要件、現金となれば難しい要件ですが、例えば人によっては商工会で商品券を現金に換えてもいいよというような事もあっていいんじゃないかなあというような思いもない訳ではないんですが、そういう事で、商品券を支給することについては常に商品券であるという事もいかなものかなあという考え方で、これは村長がそういう考え、将来的にあるのかなあのかお伺いしたいと思います。それから、この17頁の</p>
--	----------------------	---

		<p>工事請負費が 330 万三角で、委託料が 330 万、内容が全然違う訳です。金額が同じだけでも、黒崎園地うんぬんかんぬん工事費という事で決まっていたのが、そのなんですか、伐採の方に科目が代わってるという理屈は、なぜが故にこのそういうふうな名目というか、内容が変わったのか、そこらについての説明をお願いします。それから最後に 19 頁の 17 円の電話料の関係ですが、これが、普段は電話料というのは殆どその振替ですか、そういう状況だと思うんですが、それが何で現金でその都度支給しなければならなかったのか。この内容の分については、学童保育とかなんとかって言うていたったと思うんですが、そういう意味で、毎月のその使用料つうか、それが少ないから、こういう事故が起きたのか、普通、確かに 17 円でいえば、私から言わせれば、真面目で立派な計上になる訳だけでも、これは十何円か、二十円であれば個人的な支払いで良かったんじゃないかなあという面もある訳ですが、どういう経緯でこの 17 円を計上しなければならないのか、すべからく 10 円でも載せなければならないという事にはことだとは思いますが、そこらへんが何とかならなかったのかなあと。教育費の方の関係だから、1 円でも間違いは間違いで載せたと言えればそれまでだ訳ですが、そこらについても、前後の説明をお願いします。</p> <p>議長 宮田観光振興室長  議 長 川向総務課長</p> <p>宮田観光振興室長。  ご質問にお答えいたします。頁数が 17 頁観光費の・・・  （「いや、順番に」と、大上浩史議員）</p> <p>総務課長。  村債の部分でございます。漁港の過疎債の減額分については、実績による執行残を落としたという事で、この記載の部分も減額となるものでございます。あと、緑の村の過疎ソフトの部分のこれも除却分のものになります。これも過疎ソフトでの活用の枠がまだ若干残っておりますので、この分に過疎債を充てて、交付税バックもあるもんですから、この分も活用して、210 万ではありますけども、これ分もこの過疎ソフトの事業債を活用しようという事で、計上をさせていただいたものであります。</p> <p>議長 上戸鎖農林商工課課長補佐</p> <p>上戸鎖農林商工課課長補佐。  まずもって、課長が欠席のために代理で参りましたが、大変失礼すると思っておりますがよろしくをお願いします。11 頁の物価高騰対策地域商品券給付事業の中で、商品券の利用についてという事でお話しをいただきました。以前、ご指摘いただいているとおり、その商店とか、どの様な割合で利用されているのかという事でございますが、今年度、利用者、または商店の方からもアンケートや聞き取りの方実施してございます。それが前期分は、大体まとまってきておりますが、今後 2 月、3 月、年を取って、2 月、3 月、2 回目のアンケート結果等がまとまってくる</p>
--	--	---

	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>とさせていただきますので、その際に再度お示しできればいいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>11 頁の物価高騰対策地域商品券給付事業の関係でございますけれども、さっき商品券、こちら現金でも給付できないかとお話につきましては、前回、前々回もお話しいただいたところかとも思いますが、いずれにつきましてもこう、全体に公平な給付、それから使用の目的につきましては、できるだけ村内での消費の活性化といった部分で商品券というふうに、今回もさせていただいたところでございます。現金という事になりますと、村外で別の、例えば村外の娯楽施設で使っても1万円、やはり村内の中で消費していただくという部分で今回も同様に1万円の商品券という事で考えてございます。それから農林商工課の方から使い道の部分の詳細な、恐らく商品券全体での話ではあろうかと思っておりますけれども、参考までに令和5年度の第一弾の商品券給付事業の部分で申し上げますと、個別の店舗は申し上げませんが、大体食料品関係で67%、それから燃料関係28.9%の店舗で使われて、他にも様々、教養、娯楽、保健医療等ございますが、概ねそういった割合で、どちらの店舗の方で使われたかというところは概ね把握はしているところでございます。</p>
	<p>議長 宮田観光振 興室長</p>	<p>宮田観光振興室長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。17 頁の観光費の委託料の増額、あと工事費の減額の内容でございますが、当初工事費の方で遊具等園地の方に設置を予定しておりましたが、こちらが環境省の補助事業でございまして、対象の方から外されまして、今回伐採の方を申請したところ、そちらの方が認められたことにより、伐採業務の方を今回増額いたしましたものでございます。以上でございます。</p>
	<p>議長 高井教育次 長</p>	<p>高井教育次長。</p> <p>大上議員からのご質問にお答えいたします。始めに今回ですね、放課後子ども教室の電話料の支払い遅延という事で、このような事態になりましたことを心よりお詫び申し上げます。すみませんでした。まず、放課後子ども教室の電話料の内容でございますけれども、放課後子ども教室で、連絡等に使っている携帯電話の使用料となります。支払方法でございますが、村の会計から、毎月支払っているもので、NTTさんの方から請求書が来て、それを会計で処理するというような流れで処理をしております。今回のあの遅延の発生した内容について、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、7月分の電話料の支払い期限が8月31日でございますけれども、担当者が請求書未処理のまま長期休暇を取得をいたしまして、支払いの遅延の発覚が遅れたものでございます。遅延期間は、9月1日から10月5日までの34日間</p>

	<p>議 長 大上浩史議員</p>	<p>で、遅延利息は17円という事になっております。長期休暇明け後にです、担当者の方から、電話料の支払いが遅れ、遅延利息が発生する旨の報告を受けまして、速やかに支払処理を行うよう指示を行っております。それで、10月5日に支払いの処理を行って、その時点までの延滞利息が17円という事で、確定をしております。以上でございます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>うしろから。また再度聞きますが、遅延利息、電話料に遅延利息って、今説明した訳ですが、私の知ってる限りで遅延利息っていうのがあったのかなあ、その料金その物の支払いは、せざるを得ない訳ですが、それにかかわった遅延利息っていうのが、34円の元本が17円の遅延利息なんだよという事は、遅延利息が発生することもおかしいし、元金34円の遅延利息っていうのも理屈が合わないなあという思いがある訳ですし、それからまあ携帯だという訳ですが、常に携帯がまあ誰が担当者だか分かんないけども、その担当者の携帯にその利用してもらってるという事なのか、そうでなければ常備の固定電話といいますか、そういうのはあれば非常に当然学童を保管してるものですから、何があるか分からないからそういうのは万全な体制を引かなければならないと思うんですが、そういう意味でこの、もう少しこの17円という事についての説明が、もう少しされないなあという思いがありますんで、またお願いします。それからその、17頁のその園地の関係ですが、これは内容については、当初からの330万の内容と変わりがあってその補助金のために、事業そのものが変わっているんだという事なのか、いやこれはもともと名目は違って、科目は違って本質はこういうような内容だったよという事なのか、その当初のその景勝地の工事をやろうとした内容が、どういう内容だったのか。それをやらないで、別な補助金もあるという事だから、なにもこれをどうのこうのという事ではないけども、ただそのいきさつについて聞きたいという事です。それから、その前の1万円の件ですが、私が今、室長が説明するとおり、趣旨はそのA商店にばかりその商品券の内容が使われていることがあってはならない訳で、ある程度村内の商工業者にある程度の使われ方をするんであれば、商品券っていうのは生きてくる訳ですが。それが、A社ならA社に集中的にそれが使われているんじゃないかなあという恐れもあるもんだから、たまたま冒頭でそこらへんの内容を精査してくれないかというのが1、2年前の話だった訳で。それが1月か2月その内容について精査の内容であるという事ですのでまあ、議会まで待たせてもらう訳ですが。そういう意味でその村長にも話しをした訳ですが、そういった類の内容でもって商品券にしたらいいか、現金に。非常にこれも現金というのは難しいわけなんです、そこら辺の考え方を、最後は商品券になるとしても、どういう商品券が仮にいいのかどう</p>
--	-----------------------	---

	<p>議長 高井教育次長</p>	<p>か、そこら辺を検討すべきではないのかなあという思いもあったりして、聞いている訳ですが。再度その内容についてももしご意見があるならばお願いします。なければよろしいです。以上。</p> <p>高井教育次長。</p> <p>大上議員のご質問にお答えいたします。ちょっと先ほどの説明に誤りがあったかもしれませんので、ちょっと訂正をさせていただきますが。34円ではなくてですね、34日遅れたという事になります。あと遅延利息が掛かるかどうかという事ですが、支払期限を過ぎてから、掛かるものだよとございます。それで今回、8月31日が支払期限だった訳ですが、それを過ぎて、9月1日から10月5日までの34日分の遅延利息という事で。携帯電話代が、1,317円になってまして、その14.5%が遅延利息という事になります。それを35日割る365日。1年のうちのその遅れた日で割り返して計算をして出た額が17円というものになります。以上でございます。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>私の方からもお答えをさせていただきますが、いずれ商品券の給付については、そのとおり室長もお話ししましたが、それぞれの支援といった事、それからそれに加えた効果として、村内消費をもってその村内経済の活性化にも少しでも役に立てばといったような事で、取り組ませていただいております。額的な事もありますし、いろんな状況にもよって違うと思うんですけども、当面はその商品券、この1万円の商品券の給付の場合ですと、それで1万円の分は商品券でといったような考えでもおります。またお話しがあったように、私としても、できるだけ広い店で使っていただければその効果というものもその、各商店の効果というものも出る事、そのお話しのとおりでございます。そういった思いではおりますけども、結局はその普段買ってるその要するに食料品とか、いろんなその、こう行ってしまうというのもそれもまた当然、集中してしまうというのも当然の消費のおいとして、出るというふうな事で思っておりますけども。いずれ、何かいい工夫であれば、議員さんもおっしゃるように広くこう、各商店が使われるような取り組みが出来ればなあと思っておりますけども。ちょっと、苦慮しているのが現実でございます。</p>
	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>大上議員。</p> <p>3回目で最後でございます。私それからその、高井次長には先ほどその経緯、経過の関係で訪ねたわけですが、仮にその1,317円となれば、1回だけの使用料ではなかったと思うんですね。だからそういう意味で、将来的にはちゃんとした固定電話をやるべきでないのかという事を言った訳ですが。それについての回答はなかった訳です。それでこの1,317円っていうのはあくまでも、これは私の推量ですが、個人の携帯</p>

		<p>電話でなかったのかなあ。ちゃんと教育的な携帯電話を設備してあったに対して1,317円だったのか。そこらへんの内容。それから、全協で我々に説明したのは、たった2週間か3週間だったよという事で、ああほんじゃあそんなに短い中ですぐわかったんだなあという思いだったんですが、今聞くつうと、それこそ、9月、10月かなりな日数で担当者が休暇したというような言い方をしてる訳ですが、どうもそこら辺がはっきりとした内容でないのかなあと思うし、そこらについてやはり、私はこの17円についてわざわざこの上程したという事の意地悪な質問をしてる訳で、そこら辺の前後をもう少し詳しく教えてくださいませんか。</p>
	<p>議長 高井教育次長</p>	<p>高井教育次長。 はい、すみません。はじめに携帯電話の事ですが、個人の携帯ではなくて、放課後子ども教室で使うための携帯電話を1台用意しているというものでございます。固定電話にする、しないっていう部分につきましては、今度令和9年開校予定のその義務教育学校の方にその放課後子ども教室も一緒にそちらの方に行くという事で、今進めておりましたので、その際の検討事項という事にさせていただければと思います。後ですね、ちょっと、議会運営委員会の時の説明で不備があって、ちょっと誤解があった部分もありますが、今回担当職員が長期休暇に入ったという事で、その時の休暇を取った日数が3週間くらいだという事で、あの時にご説明させていただいたのですが、その後ちゃんと調べてみたところですね、8月の22日から9月の15日まで、25日間、長期休暇という事で休みを取っておりました。それで、その休み明けにその請求書の未処理が発覚をしたといった事で、遅延期間のところと、休みの期間のところとでちょっとずれがあるので、分かりにくい部分もありますけどもそのような内容となっております。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>(「議長」と、大上議員) ちょっと待ってください。</p>
<p>休憩再開</p>	<p>議長</p>	<p>暫時休憩にします。(15:57)</p>
	<p>議長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:02) そのほか、ございませんか。</p>
	<p>大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。 8番大上でございます。3件ほどお伺いします。まず1番目に8頁の歳入の方の、14款の2項1目の中の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金皆増のところでございますけども、この中で概要の説明書の中に、②推奨事業メニューってございまして、1,536万2千円っていう記載があった訳ですけども、この推奨事業メニューとは、簡単にどういうものかこの辺の説明をお願いします。それから次に、13頁の下の方の3款1項1目の中の社会福祉総務費の中の19節の扶助費、この中で</p>



	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p> <p>議 長 道下住民福 祉課長</p>	<p>生活困窮者原油価格ってところの関連なんですけども、これ 1 世帯 1 万円というような計算で出るようなんですけども、県の方の補助の金額が 7 千円と。そこに 3 千円の差額がある訳なんですけども、この 3 千円ってというのは、この 7 千円ってというのはあくまでその計算の基礎の金額で、その 2 分の 1 っていう事ですよ。その 7 千円と 1 万円の 3 千円ってというのは、これは村単で処理するっていう意味なんでしょうか。その説明をお願いします。それからあと 1 件、14 頁の、3 款 1 項 2 目の、18 節にある高齢者生活支援事業の中の新規配食サービス事業のこれ 48 万円なんですけども、これの積算基礎っていうか、人数とかそういうふうな関連だと思うんですけど、それを説明をお願いいたします。以上 3 件をお願いします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>8 頁の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの概要についてでございますが、こちら国の方から通知がございまして、これまでのコロナ交付金とあまり大きく変わりはないんですけども、推奨事業メニューとして例示されてますが、生活者支援としましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、それからその子育て世代への支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買替促進による生活者支援等が、推奨事業メニューとして挙げられております。それで村の方の事業といたしましては、11 頁の物価高騰対策地域商品券給付事業第 2 弾として、全村民の方お 1 人当たり 1 万円の給付という事で、生活者支援を図ろうという措置としたものでございます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。まず 13 頁の生活困窮者原油価格の、3 千円については村の単独かというご質問でしたが、単独でございます。なお、県につきましても昨年度ですね、この旧福祉灯油事業、県の対象が 6 千円であったものを、今年度 7 千円という事で、1 千円増額しております。その 2 分の 1 が県費で入ってまいりますので、村の手出し分というかにつきましては、6,500 円を村の村費で賄うというような内容になります。もう 1 つが、14 頁の高齢者の生活支援事業の、積算根拠というようなお尋ねでございました。12 月の 4 日から、この高齢者の配食サービス、いわて生協さんと協定を結ばせていただきまして、スタートをしております。料金については、概ねですけども、そのメニューによって違うんですけども、600 円位ですね、お弁当が夕食としてですね、週 5 日配送されるサービスになっています。その村としては、600 円を上回ったとしても、300 円を上限に、これは要支援・要介護・在宅でのそういう高齢者に対して、助成をするものでありまして、積算となりますのが、12 月の 4 日から 3 月末までの 80 日間ですね、80 回ですね、</p>
--	--	---

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>300 円×80 回×人数につきましては、20 名ほどを想定した予算という事で、ご提案をさせていただいております。以上でございます。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>非常に簡単な質問ですみませんでした。どうも。結局推奨事業メニューってというのはそのコロナの用途、大体いつものようなパターンというか、それでいっぱいあるので、それでこう事業を利用していろんなにこうやってるっていう事ですか。はい、分かりました。以上、終わります。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>そのほか、ございませんか。</p> <p>4 番齊藤議員。</p> <p>17 頁お願いします。8.2.2 委託料、村道沢山線ですか。この測量設計業務委託、この変更の内容をですね、説明をひとつお願いをしたいと思います。</p>
	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>お答えいたします。沢山線の道路改良工事の設計委託料皆増となります。現在、同路線は施行中でございますが、現在施行区間につきましては、高さが低いために通常のブロックで施工できる工区になってます。今回の委託につきましては、それから先の高さがどうしても高くなって、通常のブロックでは施工できない高さにまで、法高になりますので、そういった構造計算とか、そういった部分も出てきますので、今回、今後施行する区域についての測量設計を皆増とさせていただきます。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。</p> <p>ここの、道路は、昨年からやっているようですけれども、今年 30m の予算 1 千万ですか、まあ約。それでここの道路については、やはり防災上とか津波・地震等の関係で、早く 5 年かけるのを、はあすぐやった方がいいのかなあとと思います。というのは、普代小屋瀬線が今度変更になって、避難場所ですか、なっていますので。大雨等が降れば 路肩がかなり崩れてきていますので、何とか整備の方を進めていただきたいと思います。考えの方ひとつ。</p>
	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>今回の委託で終点までの設計のほうを行います。議員おっしゃるとおり避難路的な部分も十分検討しながら、事業の進捗の方はできる限り、早く進めていきたいと思っております。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>4 番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。ただ、ここも津波の海拔が 15m という所がありますので、早く早急に改修のほう急いでやっていただきたいと思います。終わります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>そのほか、ございませんか。</p> <p>7 番森田幸一議員。</p>

	<p>森田議員</p> <p>議 長 上戸鎖農林 商工課課長 補佐</p>	<p>16 頁 6 款 1 項 3 目緑の村環境整備事業、緑の村の施設老朽化に伴い整備するという事ですが、これをしたのちに、この緑の村へどういふものを設置するとか、どういふふうにご利用するとか、そういう計画があるのかお尋ねします。それから、同じく 16 頁の 6 款 2 項 1 目林業総務費、普代村有害鳥獣対策実施隊報奨金、これ 21 万円増となっておりますが、私も実感として、この普代村の有害鳥獣非常に増えているというふうに感じております。この猟友会の人たちの活動、誠にありがたい。いろんな被害が、それによって軽減されていると思いますが、実際、現時点でのこの状況、どういふふうな被害が出てるとか、目撃情報が増えるとか、そういう事だと思ふんですけども、この 21 万円の根拠、お知らせ願います。それから、18 頁なのかな、これは羅賀地区が村営住宅建設用地という事で整備するようなんですけども、現状は土を盛ってますね、羅賀地区の方は、盛り土がされている。あのままに整備するのか、それともあれを土砂を撤去して、もう少し下げて整備するのか。それから、上区地区の分譲地、これの基本的な考え方。あそこにこれから測量設計して面積測ってどういふ区割りでどういふ分譲地を、分譲していくと思ふんですけども、村の考えとして、今ちょっと、昨日通ってみたら、山手、山側の方に土を盛り上げていってるんですよ。あれは単なる土を置くだけのものなのか、それとあの辺にもう少しかさ上げして整備するのか、その辺をちょっと。あとそれから、向こうが、上区地区の方が分譲地になって、羅賀地区の方が村営住宅になったその理由をちょっともしあったら、ご説明願いたいと思います。以上です。</p> <p>上戸鎖農林商工課課長補佐。</p> <p>まず、16 頁の緑の村環境整備事業の今後の活用についてという事でございます。サマーレビューという事で、庁舎内で各課の重点課題等について話し合いを、検討する機会がございました。その際に、緑の村広場の各既存の施設がすでに 40 年を経過していて、安全安心がちよっと保たれないという事で、その老朽化した部分からまず解体撤去しようという事となりました。そしてその際に、活用についてもやはり話し合われましたが、その際には、まず既存の解体を進めながら、また、すでに河津桜等も植栽等進んでございますので、各担当課等と話し合いながら、また地域等とも話し合いながら、今後一緒に検討していくこととしてございますので、まだ活用についてこうしていきたいというものはまだございません。そして 2 つ目、同じく 16 頁です。普代村有害鳥獣対策の 21 万円の積算根拠でございます。議員お話しのとおり、近年、クマ、ニホンジカ、イノシシ等がかなりの地域で目撃情報が寄せられてきてございますが、今回 21 万円の分につきましては、ツキノワグマ、クマですね。当初計画では、10 頭の捕獲を計画して、当初の方に載せてございましたが、実績で 19 頭となっております。情報等も当然ご</p>
--	---	---

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>ございますので、その罾の設置についても、当初では15カ所予定していたのが18カ所。やっぱり情報がいっぱい寄せられてきているという事で、それなりに罾の設置、そして捕獲が多くなったという事の21万円の増となっております。以上です。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>住宅の関係ですけれども、上区の方は基本的には今置いてる土は残土処理として一時置いてるというふうな事でございます。で、今回あの補正予算させていただく内容で、国道からの出入りの関係、8号線からの出入りの関係、そして高さ、まだあれでは津波対策にちょっと足りない高さでございますので、国道分を一回平らにこうやって、それからまた段差を高くしてやるか、等々は今度の測量でやっていきたいなあというふうな事でございますので、議員さん方からもいろいろご意見をいただければというふうに思います。それから羅賀地区の部分は、今の高さを基本にしてやっていきたいなあというふうな事でございます。理由は、津波の時の対応等も考えてというふうな事になります。それから羅賀地区と、それから上区地区の考え方でございますけれども、羅賀地区については、村で建てる住宅もありますけれども、基本的に出来れば民間活力を使って、そして、民間の業者に、土地は30年タダにするから、ここに建てて、普代村に住宅をつくって運営してくれというふうな事をお願いをするので、そのためには条件がいい、例えば駅に近い、あるいは、三沿道に近い。そういったとこだえば、入りやすい。喜んで建ててくれるのかなあといったような思いで、あそこはそういうふうな民間活力が使える、住宅宅地造成というふうな考えです。あと、上区の方は、そういった事情もあって、それにしてもまだあの十分優良宅地になるというふうな部分で、移住定住、それから子育て支援等々も含めた中での有料住宅として、できれば、これから議員さん等との相談ですけれども、子どもが2人もいる人が入ってきた場合は、半分からの価格で売って、それこそ移住者を増やしますとか。それから3人も4人もいる子供を連れてきた場合には、洋野方式で、20%の価格でもいいよというふうな事の優遇措置をもってその移住定住の事業を促進していきたいという思いで、そういった区分けをして取り組ませていただいております。まだ、詳しい部分については、測量等がでた際にまた相談もかけさせていただきますし、また、諸々の部分でのご意見も伺ってきたいというふうに思っております。</p>
	<p>議長 森田議員</p>	<p>7番森田議員。</p> <p>有害鳥獣対策につきましては、これからますます危険性が増えると予想もされますので、猟友会の皆さんにはご苦勞を掛けますが、手当も考えていただいて、頑張ってくださいなと思っております。よろしくお願ひします。それから住宅供給とか、宅地供給、今村長さんの話し</p>

	<p>議長 金子議員</p>	<p>を聞いて、ああ、いい方向に村長さんも考えてくれているんだなあという事が分かりましたので、これからもそういう考えで進めていってもらいたいと思います。村長さんの話しにありましたとおり、その皆さんに対する告知、これらもこの、分かりやすい、それから早い時期に皆さんにお知らせして、皆さんも考える余地もあると思いますので、その辺のともよろしくお願いします。ありがとうございます。終わります。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>1 番金子泰男議員。</p> <p>1 番金子でございます。私 1 点、大きな部分でお聞かせをいただきます。2 款 1 項 6 目の部分ですが、三陸鉄道運行支援交付金の皆増の部分で、なにも予算に問題があるといった部分ではございません。今後将来的についてお伺いをさせていただきます。ほんとにこの三陸鉄道の運行、コロナ感染症の影響の継続と、そしてまた原油価格の高騰、あるいは物価高の高騰によりまして、経営が非常に厳しい三陸鉄道への支援といったような事でございます。これは、ほんとにありがたい、いたしかたがない事業だと思います。今この三陸鉄道が、来年 4 月で開業 40 周年というようなことも報道をされております。この今まで 40 年間運行ができたことも、この地域住民、近隣自治体の住民のお陰、あるいは観光客の皆さんのお陰だと。本当に感謝をしているところでございます。しかしながら、三陸鉄道の運行、今後に明るい兆しもなかなか見えてこない。厳しい経営状況が今後とも続いていくのではないのかといったように懸念をしている訳でございます。そういった中で、村、特にも村長さんはいろいろな関係、自治体、あるいは県等とのいろいろな話し合いの中で、どの様な、関係自治体からのこの話し等が出てきてるのかなあというようにこの思っております。と言いますのは、その今、日本全国でやっぱりこの赤字路線、廃止路線といったような J R の路線がテレビで報道をされました。そういった中で、そういった声も関係自治体の中から出てきていなければいい訳ですが、出ているのかなあというようにその感じられますけれども、私やっぱりこの三陸鉄道のこれからも存続といったようなその村民の一人でございます。それを願いながら、今までのその検討との話し合い、関係自治体等との話し合いの中身がどこら辺までいってるのかなあといったようなその部分で、これはやっぱりあの数をこなしている村長さんから、お聞かせをいただきたいなあと思います。</p>
	<p>議長 柎屋村長</p>	<p>柎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずもって、全体的な考え方としては一定期間、その震災復興からいろんな復興事業含めまして一定期間は継続しようという事で、一致をした考えの中で取り組んできております。そういった中で、復興、もろもろの復興事業も終わって、そしてこ</p>

	<p>議長 金子議員</p>	<p>う発展へと向かって行く中で、現在は一部市町村から、やっぱり将来のあり方について、その存廃をうんぬんかんぬんでなく、将来はどのような、赤字になっていくのか、黒字にならない訳ですけども、将来の状況・姿についてしっかりこう会社から、そして県から姿を出してもらった中で、皆でそれを共有をしなければならないといった事が1点。その中で、それに対応する改善策等々があったら、皆でさらに考えていきましょうといったような事で、今現在は、その一部の町村からそういった話しが出てる中で、みんなしてそういう思いを持って、いつかはその先々の状況をしっかり把握しなければならない。そして、改善策を考えていかなければならない。そして、その先については、大変こう厳しい状況も考えられる中で判断を皆で、先々にはしなければ、考えていかなければならないといったような機運というか、そういった環境であるなあというふうな思いであります。まだ存廃とか、そういったとこまではいっておりませんが、そういう状況です。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれその、先程も申しましたけれども、やっぱり多数の村民の皆さん方は、この三陸鉄道を、まだまだ続けていただきたい。守りたいという方々が多数だと思っております。そういった中で、そのやっぱりこのこれからの存続するための施策、あるいはいろいろなこの三陸鉄道の企画と、営業企画と、そのような事もいろいろそのテレビ等ではその流れる訳ですが、やっぱりこれは各自治体が、久慈市あるいは宮古市、職員の皆さん方もいろいろこの出張等がある訳ですが、やっぱり村長さんいろんなその会議の場に出ると思っておりますが、今は我々も含めてちょっと宮古、山田でもその車で行くと。そういった部分を、このなにかあの公務の場合、行くときは三鉄を利用するんだといったような自治体自らが本気になって取り組むことが、この存続に大きな影響を与えるとこの様に思います。いずれ、そういったところも、今後の会議等の場でこの自治体の首長さん方にお話しをしながら、それが可能であれば、やっぱり宮古、久慈に公務で行く場合は三鉄で行って、戻りは公用車で来ようが、何が来ようが、一回は使ってくれるといったようなその事を立ち上げてみたらいかがですかなあというような思いで質問をさせていただきました。いずれこういういろいろな自治体との関りが首長さんは多い訳ですから、そういったその提案もしながら存続をしていくんだという前提に立って、いろいろな施策を試みさせていただきたいなあと思っておりますが、お考えをお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>私どももそのように考えておりますし、そのまだ不足ではございますけども、年に1、2度の取締役会は、宮古でやる事で、久慈・野田・普代・田野畑もみんなその列車で行ってと、その中でまた、山田の方ま</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	

令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 令和5年度普	議長 金子議員	<p>で行ってと会合といったような事で、取り組んでおります。その中ではやっぱり、金子議員さんがお話ししたように、職員についてもその沿線の会議等の場合には使うようにといったような話しも出ているところでございます。少し、そういった取り組みを、また話し機運を強めていくように、私も頑張りたいというふうに思います。</p> <p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれこの今、人口減少がどんどんと進んでいる中で、今後のいろいろなその自治体の経営というものは、非常にいろんな分野で厳しい状況が続くと思うんです。ただその、赤字になったから、経営が厳しいから止めるというのではなくて、いかにその赤字を少なくして、存続をするんだかと、ここが難しい部分だと思います。いずれそういったその試みをもった施策・企画を今後いろいろと提案を、普代の首長さんは提案をして、いろいろな自治体にその呼び掛けていただきたい。そして、長く存続をさせていただきたい。このようにお願いを申し上げさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。終わります。</p>
	議長	<p>そのほか、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>審査の方法について、お諮りします。</p> <p>日程第10議案第2号から、日程第13議案第5号までの「特別会計補正予算」の4件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第10、議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」</p> <p>日程第11、議案第3号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第4号)」</p> <p>日程第12、議案第4号「令和5年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」</p>

<p>代村簡易水道特別会計補正予算(第4号) 令和5年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) 令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)</p>	<p>川向総務課長 議長</p>	<p>日程第13、議案第5号「令和5年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」 以上、4件を一括議題とし、上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、一括上程されました、議案第2号から議案第5号について、ご説明を申し上げます。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 それでは、議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の、質疑を許します。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第2号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第3号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第4号)」の、質疑を許します。</p>
	<p>大上智議員</p>	<p>8番大上智議員。 簡水の4頁のところでございますけども、議運の時に同僚議員もちょっと質問した件ですけども、歳入と歳出、これ前年度繰越金の171万9千円、これを0にするために、歳出のこういうふうな補正予算を組んだというふうに見ていいんですか。</p>
	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 簡水の修繕料でございますが、現在向野場の水位計が故障しております。これが大体メーカーに問い合わせましたところ、170万から200万くらいかかると。ということで、現在の修繕料の残額では全然足りないという事で、未計上の繰越金を使用して、かつ不足分はその今残っている残額の方で支払うというものでございます。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>8番大上議員。 そうすれば今回の補正で、一応は片が付くっていうふうに理解してよろしいですか。分かりました。終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>そのほか、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p>



<p>委員会の閉会中の継続審査申出</p> <p>議員の公務出張</p>	<p>議長</p>	<p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号「令和 5 年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第 4 号「令和 5 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」の、質疑を許します。</p> <p>（なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 号「令和 5 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第 5 号「令和 5 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を許します。</p> <p>（なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 5 号「令和 5 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>議長</p>	<p>日程第 14 から日程第 17 まで「委員会の閉会中の継続審査」に関するものでございますので、この 4 件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 14 から日程第 17 まで「委員会の閉会中の継続審査申出」について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>	
<p>議長</p>	<p>日程第 18「議員の公務出張について」を議題といたします。</p>	

<p>張について</p>	<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>令和6年3月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に、本議会の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」のとおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。なお、指名後において、欠席・変更等ある場合には、必ず事前に連絡をお願いいたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>今期定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>会期は、12月15日まででございましたが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに、決定いたしました。</p>
<p>閉 会 (16:48)</p>	<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、令和5年第9回普代村議会定例会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            正 路    正 敏

署名議員        古 沼    和 也

署名議員        金 子    泰 男

